

子ども虐待の基礎理論

——身体的虐待を中心に——

教養教育 石川義之

抄録：本稿では、身体的虐待を中心に、子ども虐待の基礎理論を展開する。基礎理論の構築は、子ども虐待への対応において重要な役割を果たすであろう。主な内容は、以下のとおりである。

はじめに

1. 子ども虐待問題の社会的構成
2. 類型別にみた子ども虐待問題の発見
3. 子どもの虐待／不適切な関わりの理論
4. 子どもの虐待／不適切な関わりの定義
5. 子どもの虐待／不適切な関わりの範囲
6. 身体的虐待の定義
7. 身体的虐待の概算
8. 身体的虐待の被害者の特徴
9. 身体的虐待の加害者の特徴
10. 身体的虐待による影響

おわりに

キーワード：子どもの虐待／不適切な関わり、子ども虐待、身体的虐待

はじめに

「子ども時代というものについて、我々は最近やっと目を向け始めたばかりであるが、その歴史は悪夢である。歴史をさかのぼればのぼるほど、子どもに対するケアのレベルは低く、子どもは殺され、見捨てられ、殴打され、恐怖におとしめられ、性的に虐待されていた。」(deMause 1974: 1) (Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 3)

歴史を概観すると、子どもの虐待／不適切な関わり (child maltreatment) が新しい現象でないことは明白である。子どもの虐待／不適切な関わりは、おそらく人類の誕生とともに家族の中で行われていたと考えられる。しかし 1800 年代の中頃から後半のアメリカにおける子ども救済運動まで、子どもの虐待／不適切な関わりは社会問題

として深刻に捉えられることはなかった。アメリカ・コロラド州の医師 C・ヘンリー・ケンプ博士が、虐待を受けた子どもたちの X 線写真に表れた複数の骨折の跡について初めて論文を発表した 1960 年代まで、研究者たちはこの問題を無視してきたのである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 3)

1960 年代に子どもの虐待／不適切な関わりが本格的に発見されてから、アメリカにおけるこの分野の発展はめざましいものがあった。沢山の草の根の運動体、心理学の専門家、大学の研究者、法律家、医療従事者、警察、メディアなどが、この問題を理解しようと努力したためである。こうした人たちが協同して働いたことが、子どもの虐待／不適切な関わりについてのアメリカにおける国民的問題意識の盛り上がりにつながった。とり

わけ世間の注目を集める事件がニュースで放送され、新聞、雑誌、テレビ番組、映画などに取り上げられることで、今日、人々は子どもの虐待／不適切な関わりを身近な問題として感じるようになつた。こうしてメディアが取り上げることで一般の人々の問題意識は高まったが、この複雑で多角的な問題はまだ十分に理解されているとはいえない。
(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 3-4)

このようなアメリカにおける子どもの虐待／不適切な関わりの発見と問題意識の盛り上がりはやがて世界的な伝播を見ることになる。わが国の場合も例外ではない。1990年に大阪で児童虐待防止協会が設立され、翌1991年には東京において「子どもの虐待防止センター」が発足した。また、1996年には日本子ども虐待防止研究会(JaSPCAN、後に日本子ども虐待防止学会に改称)が設立されている。さまざまな人びと、専門家、団体などの協同によるこの問題への取り組みや、メディアによるこの問題の報道等を通じての国民的な問題意識の盛り上がりについても、事情は北米の場合とほぼ同様である。そして、問題意識の国民的浸透にもかかわらず、この問題への理解がいまだ不十分で未解決の課題を多く残している事情も北米の場合と変わらない。

1989年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」(日本は1990年に署名、1994年批准)の第十九条には「締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。」と規定されている。締約国は2006年現在で193カ国に上り(署名国140カ国)、先進国のほか多くの開発途上国もすでに締結を行っている(高橋編 1992; 外務省 2007)。この事実

からも推測されるように子どもの虐待／不適切な関わりに関しては世界的に問題意識が盛り上がっているにもかかわらず、虐待問題先進国のアメリカにおいてすら理解が不十分で未解決の課題を山積している現状からして、国際的にみて多くの課題点を残している。

このような状況にかんがみ、本稿では子どもの虐待／不適切な関わり、特に身体的虐待について、理解の促進と未解決の課題の所在を明らかにするべく、子ども虐待、特に身体的虐待についての既存知識を体系的に整理しておくことをめざしている。この場合、Miller-Perrin, Cindy and Perrin, Robin, [1999] 2007. の所論に多く負うことになる。

1. 子ども虐待問題の社会的構成

子どもの虐待からの保護は、いま歴史を通じて初めて、アメリカの、そしてわが国、またその他の国々の重要な政策課題の一つとなっている。しかし子どもの虐待／不適切な関わりは「社会問題」として認識される以前もずっと長い間「社会状況」であったことを理解することが必要である。

多くの社会学者が、社会問題は社会的に構成されるものだと指摘している。社会的構成主義によると、「社会問題」を客観的に見分ける方法はない。この視点では、社会の反応こそが、社会状況を社会問題として再定義するプロセスの中心であると考える。社会の反応は市民、教会、社会運動団体、政治団体、メディアなどから現れ始める。社会状況に対するさまざまな反応によって、このような人びとや団体・機関などが社会状況を社会問題に変換する上で決定的な役割を果たすのである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 22)

社会的構成主義者の観点からは、「社会問題とは、ある状態が存在すると主張し、それが問題であると定義する人びとによる活動である。」(Spector and Kitsuse 1977=1992: 117) つまり、「社会問題

は、なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動であると定義される。ある状態を根絶し、改善し、あるいはそれ以外のかたちで改変する必要があると主張する活動の組織化が、社会問題の発生を条件づける。」(Spector and Kitsuse 1977=1992: 119)

一般的にクレームの申し立てのプロセスは、クレームメーカー（個人やグループ）が、ある特定の状況が受け入れられない状態であると問題点を指摘することで始まる。申し立てを行っている特定の人びとや団体の大義が社会一般から認められると、その社会状況は社会問題となる。つまり、クレームメーカーによるクレームメーキング（異議申し立て）に始まり社会一般の反応に至る一連の社会の反応こそが、ある社会状況を社会問題へと構成するのである。一連の社会の反応を通じて、社会一般が社会状況を社会問題として定義づけたとき、社会は社会問題を実質的に「発見」したことになる。

子どもの虐待／不適切な関わりが「社会問題」として構成され「発見」されるに至ったことについても、子どもをめぐるそれまでの社会状況に関して特定の人びとや団体がクレームを申し立てることから始まり、その申し立てを社会一般が承認するという一連の社会的反応の結果である。子どもが虐げられる社会状況は人類の歴史とともに長い経過をもつが、この社会状況が本格的に「社会問題」として構築され「発見」されたのは、アメリカで1960年代、わが国で1980年代末にすぎなかつたのである。その意味で、子どもの虐待／不適切な関わりの「社会問題」としての歴史は、この問題が最も早く構築されたアメリカですら半世紀の歴史しかなく、したがってこの問題が「社会問題」として多くの未解決の課題を残していることは当然ともいえよう。

2. 類型別にみた子ども虐待問題の発見

以上は社会問題一般の「発見」について述べて

いる。また、子どもの虐待／不適切な関わりの社会問題としての「発見」については身体的虐待を中心に述べている。ここでは、この身体的虐待を含め、類型別に子ども虐待問題の「発見」についてまとめておく。本稿は、社会的構成主義の立場に立たないが、以下の知見は子ども虐待を考える上で重要だと信ずる。

(1) 子ども時代の発見

子どもの虐待／不適切な関わりが発見される以前に、「子ども時代」が発見されている。

エンピーとスタッフードは、子ども時代の歴史を、「子ども時代への無関心」（15世紀以前）、「子ども時代の発見」（15～18世紀）、「子ども時代の偏重」（19～20世紀）の3つの時期に分けている（Empey and Stafford 1991）。

「子ども時代への無関心」の時期においては、子どもは「親の小さなあるいは不完全な形」にすぎないと考えられ、子どもの生命はほとんど価値がないものと見なされていた。嬰児殺しや新生児を乳母に預ける習慣が流布していたのはこの時期である。

「子ども時代の発見」によって、子どもは小さな人間以上の存在であり、子ども時代は人生の中で特別の時期で、他のどんな時期とも異なる重要な発達段階であるという認識が誕生した。これによって子どもは愛され、育てられ、残酷な世界から守られるべきだという子ども概念が成立した。この子ども観がさらに進展し、子ども時代が「他のどんな時期とも異なる重要な発達段階」であるという見方における子ども時代の重要性の認識が一段と高まる中で、現代の「子ども時代の偏重」の時期が登場したのである。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 25-27）

現在の文化的に定義された規範のもとでは、過去のどの時代よりも、子どもは価値を認められ、大切にされ、脆弱とされ、保護されているが、そのことが、この規範から逸脱した子どもの虐待／不適切

な関わりを「社会問題」として認識させる方向に作用した時代的背景として存在しているとされる。

(2) 身体的虐待の発見

子ども時代が発見される前、今日では子どもの虐待／不適切な関わりだと見なされるような行動は、虐待とは考えられていなかった。子どもが愛され、育てられ、守られるべき存在だとする観念が成立し深まつたことが、この観念からの逸脱としての子どもの虐待／不適切な関わりを社会問題として発見するための土壌を形成した。

アメリカにおける子ども虐待問題の発見の嚆矢は、1800年代の貧民収容所運動であるとされる。この運動は、「国親思想 (parens patriae)」の原則、すなわち自分自身を守ることができない者について国家は保護する権利と責任があるとする原則によって行われた。これは、遺棄され、虐待を受けた子どもへの介入を国家の名のもとに行なった最初の例である。

1874年には、メアリー・エレンの事件に関する裁判判決が出ている。ニューヨーク在住の8歳のメアリー・エレンは、継母によりほぼ毎日ぶたれ、友だちと遊ぶことも、家を出ることも許されなかつた。彼女の顔の左側には、はさみで殴られた結果できた、まだ癒えていない深い傷があった。メアリー・エレンを発見した教会のソーシャル・ワーカーであるエタ・ウィーラーは、いくつかの団体に彼女の保護を求めて失敗したあげく、このケースを動物愛護協会に持ち込んだ。メアリー・エレンは動物界に属していたのである。そして、継母は動物に対する暴行と傷害の罪で有罪となつた。(池田 1987)

メアリー・エレンの事件は、かなりの関心を集め、一般市民の声により1874年に子ども虐待防止協会 (SPCC) が設立された。SPCC及びその他の子ども保護運動団体は、社会が子どもをどう扱うかという点で劇的な変革を押し進めた。これらの団体に所属する子どもの権利運動家は、子ど

もは愛され、育てられ、保護される必要があることを主張し、親の子どもに対する完全な支配権を否定した。

その後も、これらの子ども保護運動団体や女性団体や専門家である運動家などによる異議申し立て運動（クレイムメーキング）はつづき、その結果、連邦議会が1900年代の初めに子どもを保護する法律を通過させた。これは、虐待やネグレクトの行為を犯罪とし、虐待やネグレクトを受けた子どもに対する特別のケアを規定した。しかしこの法律は、子ども虐待の通報義務規定を欠くなど欠陥があり、課題を残した。

1962年にC.ヘンリー・ケンプ博士と研究グループが「被殴打児症候群 (battered-child syndrome)」と名づけた報告を発表し、医師は虐待を通報するべきだと提案した (Kempe et al. 1962)。ケンプは、子ども虐待を、意図的に行なわれた身体的殴打からくる医学的、身体的に診断できる症状として定義した。ケンプの研究は、子ども虐待について医学の見地からクレイムメーキングを行なった最初であり、医師が他の専門家や運動家のグループと一緒に力を合わせたことで、クレイム申し立ての決定打となった。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 27-30)

1963年にカリフォルニア州で子ども虐待についての報告義務が最初に法制化され、1974年には連邦レベルで子ども虐待防止対策法が制定されるに至っている(児童虐待防止制度研究会編 1993: 20-21)。

こうしてアメリカ合衆国では、一連の社会の反応を通じて、とりわけケンプのクレイムメーキングが決定打となり、社会一般が子どもの虐待／不適切な関わりを社会問題として定義づけるに至り、1960年代に子どもに対する身体的虐待は社会問題として本格的に「発見」されたことになる。

このアメリカ合衆国における身体的虐待の発見は、他の社会に伝播し、わが国を含めそれらの他の社会での身体的虐待の発見を促進したのである。

(3) 性的虐待の発見

歴史を通して、またさまざまな文化において、子どもとの性的な関係は頻繁に営まれてきた。こうした関係はしばしば適切であると考えられ、子どもにとって健康的だとさえ思われる場合もあった。デモーズは、古代ギリシャとローマの子どもたち、特に男の子がしばしば性的に搾取されていたことを指摘している。アリストテレスは、大人の男性が行う少年のマスターべーションは、男性性を増すと信じていた。ギリシャの作家は、日常的に「大人が少年の『未熟で小さな道具』を感じること」について描いている。またローマ人の間では、少年との肛門性交があたりまえで、少年が去勢されている場合により快感が深まると言っていた。ギリシャやローマにおけるこうした習慣がどの程度の頻度で実践されていたかは詳らかでないが、文学や当時の絵画などに描かれている描写は、それが広く禁止されていたわけではないことを傍証している。(deMause 1974: 44–46; Kahr 1991=1993: 119–133) (Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 30–31)

少年に対する性的接触ですらこのようであったのであるから、少女に対する性的接触はもっと遙かに普遍的であった。成人男性による少女買春などは歴史とともに古いとも言われている。しかし、性的虐待は「沈黙を強いる虐待」であるところから、長い歴史の中でこれが表に出ることは少なかった。

この種の子どもへの行動に反対する動きと、それに伴うこの種の行動についての社会的な再定義の動きは数世紀にわたって起こってきた。変化は徐々に、時には劇的に生じてきたが、ようやく性的虐待が発見されるに至ったのは、1960年代後半から70年代において欧米を中心に盛んとなった第2波フェミニズムと呼ばれる女性解放運動においてであった。これは、少女に対する性的虐待をめぐっての動向であったが、少年に対する性的虐待の反対運動にも波及した。性的虐待の発見においては、「女性のからだや自己表現など、女と

しての自分自身に向き合い、そのアイデンティティを模索していく方向」(友枝ほか 1996: 107) を1つの方向としてもつ第2波フェミニズム運動の役割が大きかったと言うことができる。

アメリカ合衆国では、1978年の「性的搾取からの子どもの保護に関する法律」と、1986年の「子ども性的虐待と子どもポルノグラフィー禁止法」によって、子どもを性的に搾取することや子どもポルノグラフィーに子どもを従事させることは連邦犯罪となつたのである。

わが国では、アメリカ合衆国には遅れたが、1990年代の半ばには性的虐待が発見されている。2000年制定の「児童虐待の防止等に関する法律」(2004年に改正) の第2条に児童虐待の定義として「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」という1項が含まれている。また1999年には「児童買春、児童ポルノに係わる行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定され、児童買春や児童をポルノグラフィーに従事させることは犯罪と見なされるようになった。

こうした性的虐待の発見にもかかわらず、いまだ大人と子どもの性的接触の禁止は普遍的なものになったとはいがたい。パプアニューギニアのサンビア人の間では、少年が大人の男性になる唯一の方法は、年上の男性の精液を経口摂取することだと信じられている。つまり少年はフェラチオをすることしか、男性的で、強く、女性にとって性的に魅力のある大人になれないと信じられているのである。この例は、ローカルな慣習・制度に基づく子どもの性的虐待と国際人権の問題を提起する(Levesque 1999=2001)。

また、1970年代に性的虐待が発見されたアメリカ合衆国においてさえ、大人と子どもの性的交渉や「異世代間セックス」を支持する北米少年愛協会(NAMBLA)という団体が出現している。この団体は、第1に年上のパートナーが若いパートナーへ性的な手ほどきをする必要があるという

観点から、第2に子どもが誰とどのようにセックスするかを含め、子どもに自由な選択権を与えるべきだという「子どもの権利解放」の視点から、大人と子どもの性的交渉は適切であり健康的と考えている。この例は、社会問題の構築につきもののカウンター・ムーブメントの動きである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 23, 31-32)

性的虐待は発見されたとはいえ、多くの課題を残している。

(4) ネグレクトと心理的虐待の発見

ネグレクトはしばしば、最も忘れられた虐待と称される。つまり、その発生率は、身体的虐待や性的虐待に劣らない、むしろそれらよりも高いにもかかわらず、ネグレクトへの社会的関心は低いままであった。アメリカ合衆国におけるネグレクトの通告件数（1986～98年）は、通報された子どもの虐待／不適切な関わり総数の52～55%を占めている（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 292）。わが国の場合も、全国175カ所の児童相談所で1996年4月1日～7年9月30日の半年間に新規受理した総虐待件数のうちネグレクト（不適切な保護ないし拒否）は40.4%を占めていた（全国児童相談所長会 1997: 11）。このようにネグレクトの発生率は高率であるのにそれへの関心が低かった主な理由は、身体的虐待や一部の性的虐待の結果は明らかな傷として残るのに対して、ネグレクトの結果は見えにくく顕著でないという点に求められる。ときには栄養失調などネグレクトの身体的症状も認められることがあるが、通常ネグレクトはわかりにくく、その否定的な影響は完全に明らかになることがないのである。

他の子どもの虐待／不適切な関わりと同様にネグレクトも新しいものではないが、このような理由のため、アメリカ合衆国においても子どもの基本的な欲求を無視するネグレクトが意識されるようになったのは20世紀になってからであった。アメリカ合衆国においてネグレクトが社会問題と

して構成され発見されたのは、1960年代の身体的虐待の発見に少し遅れた時期であると思われるが、社会問題として発見される以前に、身体的虐待などと違って社会的関心そのものがネグレクトに向くようになったのがきわめて遅かったことから、ネグレクトは最も忘れられた虐待と称されてきたのである。わが国においても、同様の事情にあり、ネグレクトが発見されたのは1990年代の身体的虐待の発見に少しおくれた時期であったと考えられる。

心理的虐待についても、ネグレクトと同じようなことが指摘できる。心理的虐待の結果も見えにくく顕著ではない。言葉の暴力を中心とする心理的虐待はわかりにくく、やはりその否定的な影響は明らかになりにくい。その上、心理的虐待は、虐待の1つの形態というよりも、そのほかの虐待やネグレクトの副産物としてしか見られない傾向があった。これらの事情により、心理的虐待が子どもの虐待／不適切な関わりの、それ自体が独立した形で存在する1形態として発見されたのは、アメリカ合衆国においてすら1980年代末においてであった。わが国で独立形態としての心理的虐待が発見されたのは1990年代のネグレクトとほぼ同時期ないしそれに少し遅れた時期であったと想定できる。このように心理的虐待に対する社会的定義づけは遅かったが、身体的傷は癒えることがあっても心理的虐待による心理的傷は深いところに残ったままであることが多く、心理的虐待が子どもの虐待／不適切な関わりの重要な1形態であることに注目する必要がある。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 32-33）

3. 子どもの虐待／不適切な関わりの理論

以上のように発見され社会問題として構築された子どもの虐待／不適切な関わりの現象は、その問題への関心がいっそう高まるにつれて研究の対象ともなっていった。1970年代まではアメリカ

合衆国における子どもの虐待／不適切な関わりに関する研究は少なかったが、その後鰐登りに増大した。わが国の場合も1990年代の半ば以降研究書・論文が氾濫するようになった。虐待問題については、学者、臨床家、運動家など、さまざまな専門家が、分極化した視点からこの問題にアプローチすることで、多様な定義、説明、解決方法が生み出されてきた。ここでは、そんな中から、説明に重点を置く社会学や心理学の数種類の理論を紹介しておく。

(1) マクロ理論：社会学的パターン

社会学者は、家族が言葉による暴力や身体的な攻撃に走るマクロ的な構造的因子をいくつか確認している。彼らによる暴力についての幅広いマクロ的構造的説明には、文化的因子や家族の構造的性質による説明も含まれる。さらに逸脱に関するいくつかの社会学理論もこのマクロ的説明の範疇に属する。

① 文化的説明

社会の文化が、暴力を受け入れ、奨励し、文化的な表現として賞賛さえする場合、虐待が発生するとして、虐待の発生を説明するのが文化的説明である。社会の一部としての家族の文化（規範）が暴力を肯定することが虐待を増加させると考える説明も、この文化的説明に含まれる。

社会の文化が暴力を受け入れていると、当該社会、またその社会の家族における犯罪的暴力を促進する波及効果をもつ。家庭における攻撃性や暴力は、攻撃性や暴力に対する社会の文化の寛容度の反映であると考えられる（Wyatt 1994）。社会の文化の暴力への寛容性は、メディアにおける暴力表現の肯定につながる。メディアの暴力表現は、親や子どもを暴力的にし、暴力的な子どもは成長してからも攻撃的な大人になりやすい。社会の文化が暴力を大目に見る、あるいは奨励さえしていることが、間接的に虐待の発生に貢献していると考

えられるのである。

社会規範が暴力に対して否定的であっても、家族の規範（文化）が家族内にある攻撃性を大目に見ている場合、やはり虐待は発生しやすい。家庭におけるしつけとは、社会科学的な観点で見るとコスト（損失代価）の実施である。子どもにはしつけが必要であり、効果的なしつけのできる親が「良い親」だと言われるが、家庭規範が暴力肯定的である場合、しつけに伴うコストが虐待の範疇に及びやすい。そのとき親のしつけはもはやしつけではなく、虐待と見なされるものとなる。

いずれにせよ、文化的要因が虐待の発生・増加要因となるとする説明がこの文化的説明である。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 61-63）

② 家族の構造的性質

家族は本来的に暴力に訴えやすくする構造的因素をもっているとするのがこの説明である。

第1の因子は、家族がかなりの時間を一緒に過ごすために、暴力の機会も増えるという時間のリスクである。第2の因子は、家族のやりとりがしばしば緊張を帯び、感情的になり、その緊張が家族関係を不安定にするということである。

第3の因子は、家族の成員間には不均衡な力関係があるという点である。子どもは家族における構造的弱者であり、親に従わなくてはならず、結果として攻撃の対象となりやすい。子どもは、やり返すことができず、しかも親との関係を絶つことはできない。子どもは、不均衡な力関係のもとで攻撃の対象となっても、親との関係を基本的につづけざるをえないである。

第4の因子は、家族の私事性である。家族は聖域であるという規範に守られた性質は、家族内の暴力を隠しやすくし、家族のことは外部から干渉できないという雰囲気を与える、虐待を起こしやすくする。家族はプライバシーであるというこの性質は、子どもをどのように扱うか、親にかなりの

裁量権を与えているのである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 63-64)

以上の家族の構造的因子の中には、厳密には文化的規範に属するものも含まれているが、通文化的に家族に妥当する因子と見なされる確率が高いことから、構造的因子とされている。

③ 緊張理論 (Strain Theory)

緊張理論は、アメリカンドリームのような経済的成功が強調される反面、そうした成功への正当な機会が平等に与えられていない社会では、逸脱が普通にみられると考える (Merton 1949=1961)。経済的成功という目標が合法的機会が閉ざされることによって阻まれると、人びとは緊張とフラストレーションを感じ、逸脱行動に向かいやすくなる。

緊張理論は、低所得者層や失業家庭、生活保護受給家庭に子どもの虐待／不適切な関わりが多いという認識から生まれている。身体的虐待やネグレクトに関しては、アメリカ合衆国のデータは子どもの虐待／不適切な関わりと階層とのつながりをある程度実証している。機会の不均等は、貧困にまつわる避けられないストレス（経済的不安、不健康、狭い家など）とともに、低所得者層の家庭に高レベルのフラストレーションをつくり出す。このストレスやフラストレーションがあまりに増大すると、攻撃性は、罪のない、しかし便利な対象（子どもや配偶者）に向かうかもしれない。攻撃は、無垢な人あるいはスケープゴートに誤って向けられることが多いのである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 64-65)

R.K. マートンは、下層における犯罪・非行の多発を、金銭的成功の目標が階級を超えて強調されている反面、目標達成の機会に階級的差別が存在するというアメリカ社会の構造的矛盾の結果として説明するために緊張理論を構築しているのだが、この緊張理論は、以上のように下層における子どもの虐待／不適切な関わりの多発を説明する理論としても応用可能なのである。

④ 社会的きずな理論 (Social Bond Theory) : 社会的コストの低さ

ほとんどの逸脱理論は、人はなぜ逸脱に走るのかを問うているのに対して、社会的きずな理論は逆に、なぜ人は逸脱に走らないのかを問う。社会的きずな理論の提唱者であるT. ハーシィは、誰でも逸脱動機は持っていて、逸脱こそが人間の本性であり、むしろなぜ人は社会規範に同調するのかということこそが説明されなければならないと主張する。すべての人びとが十分に逸脱行為（この場合子ども虐待）をするだけの動機を持っていて、人びと全員が暴力的にならないのは、そういういた行為を行わせない社会的な力があるのでどうかという問いかけが、社会的きずな理論の問題意識である。

ハーシィによると、強い社会的きずなをもった人びとは、逸脱動機が統制され逸脱に走りにくく、きずなの弱い人は逸脱行為をしやすい。社会的きずなの要素は4つあり、子どもの虐待／不適切な関わりの議論にとっても重要である。(a) 人や制度へのアタッチメント（愛着）；自分にとって大切な人に感じるきずなの強さ、(b) 慣習的な行為系列へのコミットメント（繫留）、(c) 通常活動（非犯罪的活動）へのインボルブメント（忙殺）；個人が通常の活動や成功に身を投じる程度、(d) 規範の道徳的な妥当性を感じるビリーフ（信条）；法律その他の社会のルールは正当であり「正しい」と感じる程度。これらの4つの社会的きずなによって他の人びとと結合している場合はじめて、人は同調行動がとれるのであり、そうでない限り逸脱に走りやすい。

以上の4つの社会的きずなが全体として弱くなれば、人びとは他から切断されて社会的に孤立し、彼らに対する社会の統制力（社会的コスト＝法律を超えた社会的規制）は弱まり、その結果逸脱動機が統制されず同調行動がとれなくなって彼らは逸脱に走る。このように説く社会的きずな理論は、社会的きずなの弱化に基づく社会の統制力の弱ま

り（社会的コストの低さ）を逸脱原因と見なすものであり、社会統制の弱化を逸脱原因とみる社会学的統制理論の代表であるといえる。ここでは、社会的きずなを通して働く社会の統制力（社会的コスト）が、逸脱行為を阻止する社会的な力として働くと見なされている¹⁾。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 65-67; 森田 [1986] 2007; 岡田・徳岡編 1986; O'Connor 2006）

非行・犯罪理論として構成されたこの社会的きずな理論は、子どもの虐待／不適切な関わりの説明においても適用可能である。

⑤ 抑止理論 (Deterrence Theory) :

法的コストの低さ

ハーシィの社会的きずな理論は、家族や学校、教会、仕事など非公式の社会統制が果たす役割に注目していた。抑止理論もまた統制理論であるが、公式の社会統制（犯罪刑罰システム）がもつ役割に焦点を当てる。抑止理論は、人は合理的に行動のコストとベネフィット（利点）を測ると考える。この場合コストは、捕まる可能性（罪を受ける確実性）であり、受ける罪の厳しさ（罪の深刻性）である。抑止理論の視点から見ると、反社会的行動に法的コストがほとんどないところでは、その行動はより多く起きる。この観点からは、家族成員に対して暴力をふるっても犯罪となる危険が極めて少ない場合に、子どもの虐待／不適切な関わりの発生率は高くなると主張できる。人はカッとなれないときにはならないものだが、カッとなって虐待をするのは、親がカッとなるのを抑える法律がないためだというのである。

社会的きずな理論が言うように、明らかに法律を超えた規制（社会的コスト）は役に立つ。しかし、抑止理論が取り上げているのは、法的な社会規制である。路上で起こる暴力の法的コストは

通常高いけれども、「家庭の中で起こる暴力は、ほとんど同じコストを払わされることはない」（Gelles and Straus 1988: 23）。暴力に対して肯定的な文化のもとで、家族のプライバシーを守るという規範に保護されて、「閉ざされた扉のかげで」（Straus, Gelles and Steinmets 1980）起こる子どもの虐待／不適切な関わりについては、親が捕まる確実性は低い。親が逮捕され裁判所に連れてこられる稀なケースでは、判事は問題を無視するか、やりたくはないが家族を分離するかのジレンマに陥りやすい。つまり、親が受ける罪の深刻性は低くなりがちである。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 67-69）

日本とも、法制度の整備に伴い、子どもの虐待／不適切な関わりの法的コストは高まっており、これからもいっそう高くなっていくことが想定できるが、まだまだ抑止理論はこの分野で妥当性を持ちつづけるだろう。

(2) ミクロ理論：心理的・生理的原因

前項で述べた社会学の理論は、なぜ子どもの虐待／不適切な関わりが社会に存在するのか、なぜ社会のある層では暴力が多いのかを首尾よく説明しているかもしれないが、なぜ家族の成員一人ひとりが暴力的になるかを説明できない。社会学の理論は、子どもの虐待／不適切な関わりをまず構造的な問題と考えており、個人の内面に潜む多様な動機を説明していないからである。社会学の理論は、社会的に孤立しやすい貧困層に虐待の確率が高いことを説明し予見しているが、貧困層に属する全員ではなく一部の人びとだけが虐待を犯すことを説明できない。つまり、社会学の理論は、同じ社会や社会層に所属しながら、なぜ暴力的な個人とそうでない個人がいるか教えてくれない。個人の行動を説明するためには、構造的パターン

1) 社会的コストが低いとは、逸脱行動をしても社会的に失うもの（例：家、家族、仕事、地域社会での地位など）が少ないと意味する。

を説明する社会学に対して、個人の行動的心理的・生理的要因等を明らかにする心理学や生理学などが必要となる。本項では、個人の虐待行動を生み出す心理的・生理的要因等を解明している心理学や生理学などの理論を紹介する。ただし、これらの理論は、現状ではこうした諸要因を完全に解明しそうでないわけではなく、これらの理論を踏まえてできることは、子どもの虐待／不適切な関わりを理解しやすく、予測しやすくする危険因子を見つけ出すことにとどまるのである。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 69-70)

① 精神病理学

子どもの虐待／不適切な関わりの一般的なミクロ的説明の1つは、精神病理つまり精神障害によると考えられるものである。精神病理理論は、子どもの虐待／不適切な関わりは何らかの精神的な病気や人格障害に罹患している人によって行われると説明する。つまり、個々人の精神病理が、彼／彼女の世界観を歪め、あるいは禁止された行動に対して脱抑制として働き、彼／彼女をして虐待行動に走らせると説明する。しかし、ほとんどの専門家が、精神病理は身体的または性的に子どもを虐待した大人のほんの少数に認められるだけだと主張しており、精神病理モデルの適応範囲は限られる。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 70-71)

② 心理的・行動的特徴

①で述べたとおり、子どもの虐待／不適切な関わりを行う人のうち、深刻な精神病理を持っているのはほんの少数だが、多くの報告は、虐待者においては認知の歪み、うつの症状、ストレス、自尊心の低さ、薬物の乱用や依存が、非虐待者に比べて高い確率で存在することを示している。多くの虐待者に共通に見られる以上の因子のほか、虐待のタイプの違いによって異なる心理的、行動的因素が働くことも認められている。たとえば、身

体的虐待をする親は、そうでない親に比べて、怒りの衝動を抑えることに問題があったり、憎悪が強かったり、フラストレーションに耐えられない傾向が認められる。また、子どもに性的虐待をする男性は、そうでない男性に比べて、より逸脱した性的興奮のパターンをもっている (cf, Freund and Langevin 1976)。

虐待者のもつ心理的・行動的特徴によって子どもの虐待／不適切な関わりの説明を行うこの立場において、特定の心理的、行動的因素が虐待に結びつくメカニズムの解明が重要であるが、(共通因子を含め) これらの因子が虐待に結びつくメカニズムは虐待タイプによってそれぞれ異なっており、現状ではまだよく判明していない。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 71)

③ 生理的因子

多くの事例から、生理的因子は子どもの虐待／不適切な関わりに関連があると考えられるが、この生理的因子によって説明を行うのがこの立場である。たとえば身体的虐待の加害者は、子どもから受ける肯定的刺激にも否定的刺激にも過剰な生理的反応を起こし、そうした元々の過剰反応が、子どもとのストレスの多い状況でより増幅され、虐待につながっていくとされる。性的虐待の加害者は、そうでない者にくらべて、ホルモンのレベルが違う、それが虐待にリンクしていくともされている。ほかにも、タイプのいかんにかかわらず、低いIQ、神経心理学上の欠陥、注意欠陥障害、身体的障害、身体的な健康問題などの生理的因子が虐待行動に関わっていると考えられている。多くの研究が、虐待者のもつ生理的因子に注目しているが、今後のいっそうの究明が必要である。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 72)

④ 親子の関係理論

親子関係がもつ相互的な性質の中に子どもの虐待／不適切な関わりの原因を求めるようとするのが、

親子の関係理論である。とくに身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待の説明においてこの理論が用いられる。

この理論では、子どもの難しい行動（不平を言い続けるなど）は、親の問題行動と欠陥（怒りのコントロールや養育能力の低さなど）に呼応したものであり、この相互性が子どもの虐待／不適切な関わりにつながると考える。

この理論では、否定的な親子の相互性の根底に、乳児期の歪んだ愛着のパターンを想定する。愛着は、乳児が完全に自分の生存を養育者に依存している生後1年間に発達し、永遠につづく情緒的なきずなである。この愛着という持続的なきづなに基づいて、養育者との関係を通して、乳児は信頼と安全、自己感覚、学び探求する能力を発達させる。他の人びとの親密な人間関係を築く基礎となるのも、安定した愛着のきずなである。

一連の研究は一貫して身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待を受けた子どもたちに不安定な歪んだ愛着のパターンを確認している。不安定な歪んだ愛着は、主として子どもの身体的、情緒的欲求に親が反応しないことに起因する。親の欲求不充足反応を含む問題行動によって、子の人生の早期に安定した愛着が形成されないと、それによる親子関係の脆さは、気難しい子どもの行動を生み出し、子どもが成長するにつれて親への挑戦的行動を増す。親の問題行動及び欠陥と子どもの難しい、場合によっては挑戦的な行動とは、不安定な愛着パターンを媒介として呼応する。そして、子の側の難しさは親の側の問題行動を増し、後者は前者を促進する。こうして虐待的な親子関係における否定的な相互性がエスカレートすることもある。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 72-73）

⑤ 社会的学習理論（Social Learning Theory）

子どもの虐待／不適切な関わりの説明において社会化が果たす役割を強調するのが社会的学習理論である。他人を観察しまねることで社会的、認

知的行動を学んでいくということを指す「モデリング（Modeling）」の過程が、この理論の中核をなす。この理論の視点からは、子どもが直接的な暴力の被害者として、あるいは暴力の目撃者として、暴力にさらされるということは、暴力を正当化する規範や合理化にさらされることを意味する。この場合子どもは、暴力は家族内の摩擦を解消したり感情を表現する1つの、あるいは唯一の方法なのだ学ぶことになる。さらに、暴力を目撃して（父が母を黙らせるために殴る、など）、暴力がその状況で力をもつ（母親が黙る、など）ことを見ることで、子どもは学習したことを強化される。暴力は、欲するものを手に入れる方法として受け入れられ、正当であるばかりか有効な方法として取り入れられるのである。

社会的学習理論の広まりは、いくつかの観察に基づく知見によっている。第1に、攻撃性はモデリングを通して学ばれうるという知見である。第2に、子ども時代に暴力にさらされ、モデリングを通して攻撃性を学んだ者は、大人になって暴力をふるう可能性が高いという知見である。第3に、暴力は「父から息子へ」「母から娘へ」というように世代から次の世代へ永続化する傾向があるという知見である。

ただし、これらの知見は、自己申告式で回顧的な情報に頼りすぎているとか、虐待しない大人の比較群が欠けているとか、観察に不備があるほか、一部の観察結果から単純かつ過度に一般化しきっているという問題がある（Widom 1989）。攻撃にさらされても暴力を学ばないケースもあるし、子ども時代に暴力を受けても大多数は虐待する大人にならないのである。また、虐待親の子どもが虐待親になるとは限らないのである。社会的学習理論は、子どもの虐待／不適切な関わりの説明において重要性をもつが、今後の検討課題も多く残している。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 73-75）

4. 子どもの虐待／不適切な関わりの定義

以上の諸説明理論は必ずしも子どもの虐待／不適切な関わりに関する明確な定義を含んでいない。これらの諸理論は、子どもの虐待／不適切な関わりの説明理論として形成されたというよりも、逸脱全般について構成された理論を、逸脱の1形態と見なしうる子どもの虐待／不適切な関わりの説明に適用したにすぎぬものであるからである。

逸脱に関する概念定義は、競合するクライムメーカーの間の取り決めと妥協の産物として形成される。子どもの虐待／不適切な関わりについても例外ではない。さまざまな子どもの権利運動家や専門家は、それぞれの立場における目的や目標に合わせて、この問題に対する異なった定義を行っている。法律の専門家、研究者、精神保健の専門家、子どもの保護にあたる運動家などさまざまなクライムメーカーはそれぞれ固有の定義を採用している。これら林立するクライムメーカーが同意に至ることはめったになく、明らかにこの分野において普遍的な定義は存在しない。より一般的な定義は、競合するクライムメーカーの間で、勝者となつたクライムメーカーを中心にして、取り決めと妥協の結果として形成される。そのため定義は、客観的な妥当性をもたず、曖昧さを避けられない。定義は、客観的に決まるものではなく、ある特定の時代や場所における取り決めと妥協の社会的産物があるので、時代や場所が変われば変化する。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 33-36)

このような社会問題の定義における客観的な妥当性の欠如、要するに曖昧性は、社会が暴力を研究し、虐待に介入し治療、解決し防止しようとする場合障害となる。しかし、社会が子どもの虐待／不適切な関わりに対応する場合、最小限の定義づけは不可欠である。社会が子どもの保護をめざす上において定義の共通理解が拡がることが決定的に重要であるといえよう。

ここでは、現段階でのアメリカ合衆国とわが国におけるより一般性の高い子ども虐待の定義を見ておく。アメリカ合衆国については全米事例研究(National Incidence Study: NIS)の虐待の定義、そしてわが国については「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年5月24日法律第82号、改正2004法30)の「児童虐待の定義(第2条)」を取り上げる。これらの定義も普遍妥当性をもつものでないかぎり、変化したり別の定義に置き替えられたりすることがあるであろう。

全米事例研究(1996)－虐待の定義(抄)

身体的虐待(Physical Abuse)：

身体的虐待項目は、サブカテゴリーに分かれていな点で独特である。身体的虐待に当たる行為には、子どもを手、棒、むち、あるいはそのほかの物でたたく、殴る、搖さぶる、投げる、やけどさせる、刺す、窒息させるなどがある。

性的虐待(Sexual Abuse)：

性的虐待の3つの形態のうち1つでも経験した子どもは、性的虐待の数値に数えられる。3つの形態とは次の3つの行動のことを指す。

挿入(intrusion)：

口腔、肛門、性器にペニスや指による挿入の証拠があること。

性器への接触のあるわいせつ行為

(Molestation with genital contact)：

性器への何らかの接触が実際にあったが、挿入は行われていない行為。

そのほかの性的虐待、あるいは不明なもの

(Other or unknown sexual abuse)：

実際の性器の接触があったかどうかわからない、あるいは子どもの自発的な性的行動に対し、不適切な指導と考えられる行為(たとえば胸、尻を撫でるあるいは見せる)。

情緒的虐待(Emotional Abuse)：

3つのサブカテゴリーに分かれる。

監禁(Close confinement)：

子どもの腕や足をしばったり、椅子やベッド、その他の家具に子どもをくくりつけたり、罰としてクローゼットのような狭いところに閉じ込めたり

して、行動を拷問のように制限する。

言葉による暴力、情緒的な暴力

(Verbal or emotional assault) :

毎日のように、矮小化し、否定し、仲間外れにし、身体的にではないが非常に憎悪的または拒絶的な扱い、あるいはほかのタイプの虐待をするという脅し（ぶつ、性暴力、遺棄するという脅し）を加えること。

そのほかの虐待、またはよくわからない虐待

(Other or unknown abuse) :

そのほかの、虐待として分類されていないが、過剰に懲罰的、搾取的、虐待的な扱い、あるいは不特定の虐待的行為。身体的虐待や性的虐待の未遂あるいは可能性のある行為。罰として故意に食物、住まい、睡眠、そのほかの必要なものを与えないこと。経済的に搾取すること、特定できない虐待行為。

身体面のネグレクト (Physical Neglect) :

身体面のネグレクトには 7 つの種類がある。最初の 2 つは健康のニーズに注意を払わないこと、次の 3 つは監護権に関する不適切な扱い、最後の 2 つは不適当な指導やその他の身体面のネグレクトである。

健康に関するケアの拒絶 (Refusal of health care) :

身体的な傷害、病気、医学的な状況、損傷に対して、適切な医療専門家の勧めに添った必要なケアを提供しない、あるいはさせないこと。

医療の遅れ (Delay in health care) :

医療の専門家に診てもらわなければならぬと通常ならば考えられる深刻な健康問題に対して、時機にかなった、あるいは適切な医療行為を求めないこと。

遺棄 (Abandonment) :

適切なケアや保護監督をあらかじめ手配することなく、子どもを置き去りにすること。このカテゴリーには、子どもが 2 日以内に引き取られないこと、子どもが親やその代理の者がどこへ行くのか知らされずに置き去りにされることを含む。

勘当 (Expulsion) :

適切な世話を手配せず、子どもを家から完全にあるいは無期限に勘当すること、あるいは家出した子どもが帰宅したときに保護を拒否するなど、ひどい監護権の放棄。

そのほかの監護権にまつわる問題

(Other custody issues) :

遺棄や勘当のような前述した項目以外に、子ども

のニーズに注意を払わないなど監護権に関わる問題。たとえば、明らかに監護権をもちたくないために、家庭から家庭へと子どもをたらいまわしにすること、あるいは繰り返し慢性的に何日もあるいは何週間も子どもを置き去りにすること。

不適切な監督保護 (Inadequate supervision) :

子どもを長期間監督する人なしに、あるいは不適切な状態で子どもを置き去りにすること、あるいは子どもが居場所を親や代理人に知らせずに、一晩家に帰らずにいるのを許すこと。

そのほかの身体面のネグレクト

(Other physical neglect) :

家庭内の避けられる危険に無頓着であること、不適切な栄養・衣服・衛生状態にすること、酔っている状態で子どもを乗せて運転する、あるいは車の中に幼い子どもだけを残して車から離れることなど、子どもの安全や幸福に全く関心を払わないこと。

教育面のネグレクト (Education Neglect) :

教育面のネグレクトは次の 3 つのサブカテゴリーに分けられる。

長期にわたる無断欠席を許すこと

(Permitted chronic truancy) :

もし親／保護者が問題を知らされていて、何しようとせず、少なくとも 1 カ月に平均 5 日間の常習的な長期欠席はこの形の虐待と分類される。

学校への登録をしない／その他の長期欠席

(Failure to enroll/other truancy) :

義務教育年齢の子どもを学校に登録しない、そのため子どもが少なくとも 1 カ月学校教育を受けられないこと、少なくとも平均 1 カ月のうち 3 日は、不当な理由（働くこと、きょうだいの面倒を見させるなど）で学齢期の子どもを家に留め置くこと。

特殊教育のニーズを無視する

(Inattention to special education need) :

勧められた治療的な教育サービスを与えることを拒否する、あるいは与えられない。あるいは診断を受けた子どもの学習障害の治療、子どもの特殊教育のニーズを、適切な理由なく与えないこと。

情緒面のネグレクト (Emotional Neglect) :

情緒面のネグレクトのカテゴリーには、7 つのサブカテゴリーがある。

不適切な養育／愛情 (Inadequate nurturance/affection) :

愛情、情緒的なサポート、注目、能力に対する子

どものニーズに、著しく無関心であること。
慢性的／ひどい配偶者暴力

(Chronic/extreme spouse abuse) :

慢性的あるいはひどい配偶者暴力あるいはそのほかの家庭内の暴力を子どもの目前で見せること。

薬物やアルコールの乱用を許すこと

(Permitted drug/alcohol abuse) :

もし親／保護者がこの問題を知らされており、何の介入もしないなら、子どもの薬物やアルコールの使用を許すこと、勧めることはこの虐待のカテゴリに含まれる。

そのほかの不適切な行動を許すこと

(Permitted other maladaptive behavior) :

親／保護者が気づいているが、何もしようとしない状況で、子どもの不適切な行動（例えば、深刻な暴力や慢性的な非行）を勧める、許すこと。

心理的なケアをしないこと

(Refusal of psychological care) :

専門家の勧めにより、子どもの情緒面、行動面の障害や問題について、必要なあるいは手に入る治療を与えるのを拒否すること。

心理的なケアを与えるのが遅れる

(Delay in psychological care) :

分別のある人なら専門家による心理学的診断が必要だと考えるような情緒面、行動面での障害や問題（例えば、深刻なうつ状態や自殺企図）について、必要な治療を探さない、提供しない。

そのほかの情緒面のネグレクト

(Other emotional neglect) :

そのほかの子どもの発達的、情緒的なニーズに無関心であることは、この情緒面のネグレクトのカテゴリに分けられる（未成熟さあるいは情緒的な依存性を育てるようなひどく過保護な規制、子どもの年齢や発達段階からみて明らかに不適切な期待を恒常的にすることなど）。

児童虐待の防止等に関する法律（2000年5月24日法律第82号、改正2004法30）

－児童虐待の定義（第2条）

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行なう者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行なう次に掲げる行為をいう。

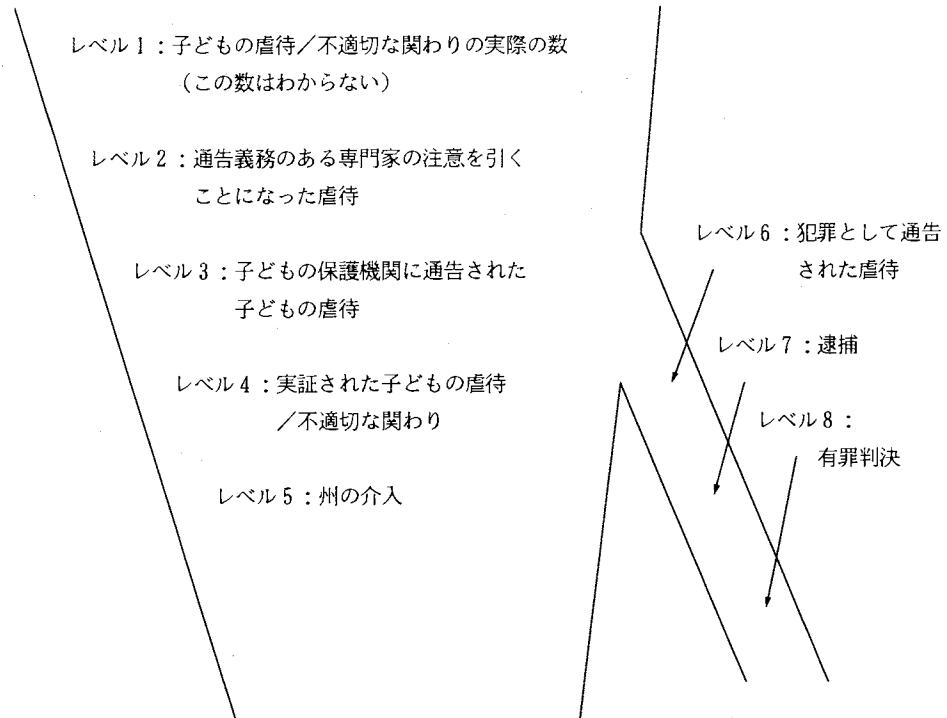
- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人にによる前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（資料）山田秀雄編著、2004、『Q&A ドメスティック・バイオレンス法／児童虐待防止法解説（第2版）』三省堂。

（資料）Sedlak, A. J. and D. D. Broadhurst, 1996, *Third National Incidence Study on child Abuse and Neglect*, Washington, DC: U.S. Department of Health and Human Services.
Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 100-106.

5. 子どもの虐待／不適切な関わりの範囲

図1 子どもの虐待／不適切な関わりの漏斗



(資料) Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 78.

子どもの虐待／不適切な関わりのケース数については、ほかの逸脱行為、犯罪行為のケース数と同様に、その全容を見積もるのが大変困難である。犯罪学者は漏斗の比喩を使って犯罪数を推測する際の問題を説明する。図1は、子どもの虐待／不適切な関わりについて、この漏斗がどのように見えるかを図解したものである。この漏斗モデルは、米国の実態に則して構成しているため、わが国に当てはめる場合若干の齟齬を生じるが、基本線はわが国にも妥当する。

図におけるレベル1は、社会全体で子どもの虐待／不適切な関わりが実際に起きている数である。社会が子どもの虐待／不適切な関わりをどのように定義するかによって、この数は大きくも小さくもなるが、明らかに未知数で正確な測定は不可能

である。

レベル2は、虐待を通告する義務のあるさまざまな専門家、例えば医師、看護師、教師、ソーシャル・ワーカー、保育士、警察などの注意を引くことになった子どもの虐待／不適切な関わりのケース数である。なお、わが国の場合は、通告義務はすべての国民に課されており（児童福祉法25条）、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者については、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないと規定されている。この早期発見努力義務は、学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある「団体」にも課せられている（防止法5条）。

レベル3は、子どもの保護機関（米国の場合児童保護局が中核）に通告された虐待ケース数である。上述の専門家は、虐待を通告する義務があるので、彼らが出会った虐待は、原則的にはすべて児童保護局のデータになるはずである。しかし実際の現場では、そうした専門家のすべてが通告するわけではない。例えばセラピストは、被虐待を確信しても、クライアントとの信頼関係が壊れるのを恐れて通告しないかもしれない。また、多くの専門家は、児童保護局に不信感をもっているため通告を済る。そのためここで漏斗の幅は狭まる。なお、わが国の場合は、通告先は市町村、福祉事務所、児童相談所とされている（防止法6条）、レベル3は市町村、福祉事務所、児童相談所に通告された虐待ケースの数ということになる。わが国の場合も、早期発見努力義務をもつ専門家は、当然国民の一員として通告義務を課されているが、米国と同様な事情その他で必ずしも通告するとはかぎらないので、レベル2に比べて漏斗の幅は狭くなる。

犯罪研究においては、通報された犯罪件数と、実際に起きた犯罪件数とのギャップは「暗数（dark figure）」といわれる。子どもの虐待／不適切な関わりにも「暗数」は存在する。レベル1にある実際に起きた膨大で正確には数のわからないケース数と、それよりも少ない児童保護局（わが国の場合児童相談所等）に通告されるレベル3のケース数との差が、子どもの虐待／不適切な関わりの暗数である。

レベル4は、虐待が実証されたケース数である。子どもの保護機関が証拠に基づいて虐待が実際に起きたと判断すると、虐待ケースは実証されたことになる。全米子ども虐待防止委員会によると、1995年に児童保護局に通告されたケースの3分の1が実証されている。実証されないケースは、実際に起きた虐待であるにもかかわらず、十分な証拠がないため実証されないケースなどを含み、実証されないことは必ずしも虐待が起きなかった

ことを意味しない。また、子どもの保護機関における実証は、刑事裁判で要求されるような厳しい基準に基づくものではないかも知れないで、ここで実証されたケースが裁判で虐待と認められるとはかぎらない。なお、わが国の場合、ケースの実証は、児童相談所を中心に、関係諸機関との連携の中で行われている。

レベル5は、実証されたケースの中で、州が行政サービスを指示したケース数を示す。つまり州が介入したケース数のことである。介入の中身は、親へのカウンセリング、子どもの一時保護探し、永続的な親子分離などである。しかし実際には、州はそれほど介入せず、実証されたケースの60%ほどにすぎないとされる。残った40%の家族は、通常自分たちで自主的にカウンセリングを受けるように勧められる。わが国の場合も介入は、児童相談所を中心として関係諸機関も巻き込んで行われる。介入・処遇の内容は、①一時保護、②在宅指導等、③児童福祉施設入所措置、④里親や保護受託者への指導委託、⑤児童自立生活援助委託、⑥福祉事務所への送致、通知、⑦都道府県知事や市町村長への報告、通知、⑧家庭裁判所への送致、⑨家庭裁判所に対する家事審判請求など多岐にわたる（山田 2004: 101-102）。

レベル6は、警察に犯罪として通告された虐待件数である。レベル7は、うち加害者が逮捕されたケース数、レベル8は、うち有罪判決を受けたケース数を示す。大部分の虐待ケースは犯罪として扱われず、米国では、実証されたケースの20%以下が正式な裁判に持ち込まれると推定されている。わが国の場合にはその比率はもっと低い。

漏斗の比喩は、子どもの虐待／不適切な関わりの情報源について議論するのにも役立つ。漏斗の異なるレベルは異なる情報源によって把握される。情報源は、大別すると公的な統計と自己申告式の調査があるが、レベル2～8は公的な統計によって把握され、レベル1は自己申告式の調査によっ

て把握される。米国の場合主な公的な統計としては全米事例研究（NIS）、児童保護局（CPS）データ、統一犯罪報告（UCR）があり、わが国の場合は全国児童相談所長会調査や社会福祉行政業務報告（厚生労働省大臣官房統計情報部）などがある。自己申告式の調査は、加害者調査と被害者調査とに分けられ（ただし、この両方が含まれる調査も多い）、内外とも各種実施されているが、回顧的性質、回答の誤謬など方法論上の問題を抱えており、レベル1の子どもの虐待／不適切な関わりの実態は正確に測定されていず、定義上の問題とも相まって未知数のままである。なお、自己申告式調査のデザインにおいてはストラウスらによる親子葛藤戦略尺度（Parent-Conflict Tactics Scale: CTSPC）が注目されるべきである（Straus et al. 1998）。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 77-89）

6. 身体的虐待の定義

（1）米国と日本の定義

米国では、子ども虐待が「発見」された1960年代においては、実質的に子ども虐待＝身体的虐待であり、「目に見える傷を負わせる暴行」と定義された。これは傷害基準のみに基づく定義であるが、1998年に国立子ども虐待・ネグレクトセンターは虐待の定義を広げ、傷害基準に加えて危険基準も含めるようにした。同センターの定義によると、48時間以上残る目に見える傷を負うと身体的虐待と考えられるが、見てわかる傷のない場合でも、傷害を負う危険、危険な目に遭う状況にあれば身体的虐待と考えられている。

具体的にどのような行為が身体的虐待に当たるかということについては、既述のとおり全米事例研究において、「子どもを手、棒、むち、あるいはそのほかの物でたたく、殴る、搖さぶる、投げる、やけどさせる、刺す、窒息させるなど」がそ

れに該当するとしている。

わが国の場合、1983年に実施された厚生省委託調査研究（児童虐待調査研究会）では、国際児童虐待常任委員会（International Standing Committee on Child Abuse: ISCCA）の定義に基づいて、まず児童虐待を「親、または、親に代わる保護者により、非偶發的に（単なる事故ではない、故意を含む）、児童に加えられた、次の行為をいう。」と定義し、①身体的暴行、②保護の怠慢ないし拒否、③性的暴行、④心理的虐待の4つの行為を挙げている。身体的暴行（身体的虐待に当たる）は、「外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行。（外傷としては、打撲傷、あざ〈内出血〉、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ刷りにする、毒物を飲ませる、食事をあたえない、冬、戸外にしめだす、一室に拘禁するなど」と定義されている（日本児童問題調査会 1983: 1）。

また、1993年における大阪児童虐待研究会の『大阪の乳幼児虐待』では、身体的虐待（Battered Child Syndrome）を「親または親に代わる養育者により加えられた虐待行為の結果、子どもに損傷が生じた状態で、以下の要件を満たすもの。虐待行為が①非偶發的であること（事故ではないこと）、②反復的・継続的であること、③身体的暴行を受け、通常のしつけ・体罰の程度を越えていること。」と定義づけている（大阪児童虐待研究会 1993: 1）。

既に述べたとおり、2000年制定の児童虐待の防止等に関する法律（2000年5月24日法律第82号、改正2004法30、以下「児童虐待防止法」と略称する）では、第2条で児童虐待とは、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。」と定義され、「次に掲げる行為」の第一に「児童の身体に外傷が生じ、

又は生じるおそれのある暴行を加えること。」が挙げられているが、これが身体的虐待に該当する。具体的には、生命・健康に危険のある身体的暴行と解されている。例えば、殴ったり、蹴ったりして、打撲傷、擦過傷、あざ（内出血）、骨折などを負わせること。また、刃物などで切りつけ、切り傷や刺傷を負わせること。熱湯をかけたり、たばこの火を押しつけたりして火傷を負わせること。ほかに、首をしめたり、樹に吊るしたり、風呂などで溺れさせたり、一室に閉じ込めるなど。シェイキング²⁾や代理ミュンヒハウゼン症候群³⁾なども身体的虐待に属する。（山田編 2004: 89）

概して、わが国の定義は、「外傷の残る」「損傷が生じた」「身体に外傷が生じ」という表現から

明らかなように、傷害基準に力点を置いた定義が採用されてきた／されている、といえよう。

（2）事実概念としての子どもの虐待と法的概念としての子どもの虐待

子ども虐待の概念には、事実概念としての子どもの虐待と法的概念としての子どもの虐待とがある。この区分は、子ども虐待の1形態である身体的虐待についても当然当てはまる。

① 事実概念としての子どもの虐待

当該言動が子どもの虐待にあたるか否かは、虐待をされている子どもの気持ちに立って判断する必要があり、当該言動を行う親の意図とは全く無関係である。その子が憎いからということで意図

2) シェイキング (shaking baby syndrome) とは、激しい揺さぶりのことを言い、揺さぶり（揺さぶられ）症候群などとも呼ばれる。乳幼児が激しく揺さぶられ、これが反復継続して行われると、網膜出血、頭蓋内出血、瞳孔拡大、その他脳への障害を引き起こす場合がある。児童の年齢や揺さぶりの程度によっては、頭部に回復しがたいダメージ（脳挫傷、硬膜下血腫、硬膜下出血など）を与える、死に至る場合もある。意図的に強く頭部を揺さぶったり肩を持って前後に強く揺さぶる虐待の場合のほか、子どもをあやす「高い高い」の行為のように無意図的に行う場合もある。外的な異常が認められにくいため、眼科的診断や頭部の画像診断（CTやMRI）で初めて異常が見つけられるケースが多いといわれる（山田編 2004: 141）。

3) 「代理ミュンヒハウゼン症候群（代理人によるミュンヒハウゼン症候群、Munchausen by Proxy, Munchausen syndrome by Proxy）」という、身体的虐待の加害者による異常な特徴が注目されている。ミュンヒハウゼン症候群は虚偽性障害として知られているが、患者になりたいという以外に、はっきりした理由はなく医学的治療を求める状態である。代理人によるミュンヒハウゼン症候群は、子どもに偽りの病気を担わせる大人の症状を指す。『DSM-IV 精神疾患の診断・統計マニュアル』では、「代理人（=子ども）をとおして病人の役割を演じたいという心理的欲求」に動機づけられて、「個人の世話をもとにある他人に対して、意図的に身体的、心理的徴候や症状をつくりだすことや装うこと」と定義されている。

養育者によって病気がつくりだされたり、装われたりすることによって、通常子どもたちは、「病気のオペレードをもって医師の前に現れる。」症状の偽装のため検査サンプル（尿や血液）を替えたり、子どもに身体症状や病気を直接つくりだしたりすることもある。養育者は、自分の血液を子どもの尿に混ぜて血尿をつくりだしたり、子どもに便秘薬を飲ませてひどい下痢を起こさせたり、子どもの点滴に排泄物を混ぜて病気にさせるなどをする。子どもに毒物を投与して症状をつくりだす場合もある。

子どもは通常とても幼く、就学前の子どもがほとんどという。大人は、ほとんどが子どもの母親で、しばしば自分自身ミュンヒハウゼン症候群や人格障害を病んでいるという。子どもたちに加えられる（装う／つくりだす）症状の大半は、胃腸系や性器系、中枢神経システムに関係するものであるという。

頼りきった子どもに病気をつくりだしたり装ったりすることは、虐待だと考えられる。多くの場合、子どもに深刻な身体症状をもたらし、しばしば苦しみや痛みを子どもに与える。親が子どもを病気にさせる手順が原因で、子どもが死亡する例もある。代理人によるミュンヒハウゼン症候群の虐待を受けた子どもたちは、短期的にも長期的にも、身体的な病気や障害だけでなく、心理的な問題を抱える危険性も高いのである。（Miller-Perrin and Perrin 1999: 74-75=2003: 179-180; The American Psychiatric Association 1994=1996: 724-725）

的に行う言動だけが、子ども虐待ではなく、その子がかわいいということで行った言動でも、たとえそれが親にとってはしつけの一環のつもりでも、子どもがそれを苦痛・虐待を感じる場合には、子どもの虐待と考えてよい。端的にいえば、子ども自身が当該言動を虐待と捉えれば、それは子ども虐待となるのである。このように社会的・道徳的見地から非難されるべきものとして主観的に捉えられた事実上の虐待概念が、事実概念としての子どもの虐待である。この意味での子ども虐待の概念は、客觀性を持ちえない。

この概念定義からは、子ども自身が苦痛・虐待を感じれば、当該言動は子ども虐待となるのだが、とりわけ小さい子どもの場合、そう感じても「助けて」という意思表示ができない。のみならず被虐待児は、抵抗も自己防衛もできない。それだけに、虐待に対しては周囲による「認知」と「アドボカシー（advocacy, 代弁, 弁護）」が極めて重要になる。さらに乳幼児の場合、幼すぎるゆえに自己の受けている行為を苦痛・虐待として認識できないというケースが考えられる。この場合周囲による「認知」と「アドボカシー」はさらに重要性を増す。（山田編 2004: 87）

② 法的概念としての子どもの虐待

かたや、子ども虐待においては、周囲の介入を必要とするレベル（児童相談所の介入を必要とするレベル、親権喪失・刑事法的介入を含めて裁判所の介入を必要とするレベルなど）が考えられる。ここで問題とされるとされる子ども虐待の概念には、前述した事実概念としての子ども虐待と異なり、法律が介入していく以上それぞれのレベルに合わせた客觀性が要求される。このような法律に基づく各レベルの介入の基準となる客觀的な子ども虐待の概念が、法的概念としての子どもの虐待である。これは、事実概念としての子ども虐待よりは、法律としての要件を満たす必要上絞り込みが不可欠となる分、狭い概念となる。また、一時保

護の法的介入レベルと児童福祉法 28 条承認の法的介入レベルとでは、子どもの福祉を害する程度が異なるので、基準が違ってくる。暴行罪、傷害罪などに問われる子ども虐待に該当するためには、処罰に値する程度の実質的な法益侵害ないしその危険が認められる必要があり、それに対応する基準が設定されねばならない。（山田編 2004: 87）

社会的構成主義の観点からすれば、以上の両概念とも社会的に構成されたものと見なされ、事実概念のみならず法的概念も主觀的構成概念として捉えられることになろう。

（3）子ども虐待としつけとの境界

虐待をする親は、しばしば自分の行為を「しつけ」であると弁解する。確かに虐待かしつけか判断のつきにくい事例は存在する。平手打ちすること、押すこと、たたくことなど、よく行われている身体的な行為（=体罰）は、米国でもわが国でも、多くの人びとによって、受け入れられる罰であり、子育ての方法だと考えられている。米国の調査データによると、ほとんどの人にとって、そういう行為は虐待とは考えられていないし、実際よく行われている。親の調査では、90%が子どもに何らかの体罰を行っているという（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 120-121）。

わが国の場合でも、たとえば石川による体罰の学生調査では、両親による体罰について、「場合によってやむをえないこともある」38.9%，「愛情によって裏打ちされているかどうかによるので、一律に良い悪いとはいえない」34.6%，「ケガをしない程度ならよい」11.7%，「しつけのために必要なので、多少のケガを恐れずに大いにやるべき」4.2%となっており、「絶対にいけない」は10.7%にすぎない。また、体罰経験率についても、「父親から体罰を受けたことがある」44.0%，「母親から体罰を受けたことがある」43.1%にのぼる（石川編 1998: 5, 10）。

日米両国において、体罰がしつけとして肯定さ

れている根因として、体罰肯定的な文化の存在が考えられる。わが国の場合、そもそも民法822条〔懲戒権〕において「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。」と規定されており、法律自体が体罰肯定的である。また米国においては、多くの州で、体罰を子ども虐待に関する法律からはっきり除外しているのである（Children's Bureau 2007）。

しかし、体罰は2つの理由で子どもに害を及ぼす。第1に、日常的に体罰を受ける子どもは、暴力を正当な手段と認めることになる。権威の対象である親が体罰を振るうことは、その本質として、ストレスの解消や紛争を治めるために暴力の使用を認めることになるのである。第2に、暴力が受け入れられているというメッセージが伝わることで、社会の別の側面における暴力につながる可能性がある。「文化的波及効果理論」に基づけば「人生の一側面で出会う暴力が、人生の別の側面の暴力をつくりだす」のである。体罰を受けた経験は、きょうだい間の虐待やDVのようなほかの形態の家族間暴力へつながり、非行、逮捕、殺人のような家庭外の犯罪（反社会的行動）とも関連するとされる。特に問題なのは、抑制や考え方なしに怒りを撒き散らす衝動的な体罰である（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 121-123）。

このように体罰は子どもに害をもたらすのだが、文化がこれを肯定しているため、それをしつけと受け取るか虐待と把握するか、判断に迷いややすい。判断に迷った場合は、事実概念としての子ども虐待の定義に基づき、子どもの立場に立って、子どもがどのように考えるかで判断すればよい。「教育熱心のあまりに子どもを叩いたとしても、それは、しつけの範疇である」といった考え方方は、叩かれた子どもの見地に立てばいかに不合理な言い

訳であるか理解できるはずである（山田編 2004: 91）。被害者の立場に立って、被害者の心情に思いを馳せれば、当該行為がしつけであるか虐待であるか、おのずから明確になるであろう。法的概念としての子ども虐待の外側に事実概念としての子ども虐待は蔓延っており、後者への施策－子育て支援などを含む一の充実が要請される。

7. 身体的虐待の概算

アメリカ合衆国と日本の場合について身体的虐待の概算を示す。定義と方法に問題があるため、正確な普及率の把握は不可能であり、あくまで概算を示すにとどまる。概算の算定のための情報源には、公的な統計と自己申告式の調査とがあるが、ここでは前者による概算のみを示す。

(1) アメリカ合衆国の場合

国立子ども虐待・ネグレクトセンター（National Center on Child Abuse and Neglect）による3回の全米事例研究（NIS-1, NIS-2, NIS-3）によると、1981年の第1回調査では、19万9100人の身体的虐待が報告され、人口1000人当たりの割合は3.1人、1986年の第2回調査では、31万1500人の身体的虐待が報告され、人口1000人当たりの割合は4.9人、1996年の第3回調査では、61万4000人の身体的虐待が報告され、人口1000人当たりの割合は9.1人、であった。全米事例研究における身体的虐待の数は、警察、学校、病院、その他の社会福祉機関に通告された数で測定されている。

そのほかの団体は、身体的虐待の数を、50州とコロンビア特別区の児童保護局への通告数から推測した。アメリカ人道協会（American Humane Association）の一部であるアメリカ子ども保護協会（AAPC）の全米調査報告⁴⁾では、1976年

4) この調査報告は、児童保護局によってまとめられた子どもの虐待／不適切な関わりの年次報告である。

から 1987 年の間に全体として 3 倍、子どもの虐待／不適切な関わりが増加したと推測された。また、全米子ども虐待防止委員会による数字では、児童保護局は 1997 年に 319 万 5000 件の通告を受けていた（虐待の 4 類型の合計）。つまり人口 1000 人当たり 47 人の比率である。これらのケースのうち 83 万 700 が身体的虐待のケースであり、虐待全体の 26% を占めた。全米子ども虐待防止委員会は、1996 年におよそ 616 人の子どもが身体的虐待の結果死亡し、510 人の子どもが身体的ネグレクトの結果死亡したと見積もっている。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 76 = 2003: 124–125）

（2）わが国の場合

都道府県・指定都市・中核市を対象とした 2004 年度（平成 16 年度）『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』によると、児童相談所における虐待相談の処理件数は、総数 33,408 件、相談種類別に見ると、「身体的虐待」14,881 件（44.5%）、「性的虐待」1,048 件（3.1%）、「心理的虐待」5,216 件（15.6%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」12,263 件（36.7%）。主な虐待者別に見ると、「実父」6,969 件（20.9%）、「実父以外の父親」2,130 件（6.4%）、「実母」20,864 件（62.5%）、「実母以外の母親」499 件（1.5%）、「その他」2,946 件（8.8%）。被虐待者の年齢別に見ると、「0～3 歳未満」6,479 件（19.4%）、「3～学齢前児童」8,776 件（26.3%）、「小学生」12,483 件（37.4%）、「中学生」4,187 件（12.5%）、「高校生・その他」1,483 件（4.4%）、となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部編 2004: 388–390）。

次に、1996 年（平成 8 年）4 月 1 日～9 月 30 日の半年間に全国 175 カ所の児童相談所（当時全国に設置されていた児童相談所のすべて）が新規に受理したケースのうち虐待が判明したものについて調査した、全国児童相談所長会「全国児童相談所における家庭内虐待調査」を見る。虐待総件数

は 2,061 件、1 年間に換算すると 4,122 件となる。虐待種類別で見ると、「身体的虐待」48.9%、「不適切な保護ないし拒否」40.4%、「心理的虐待」5.9%、「性的虐待」4.9% である。被虐待児の性別では、全体では「男児」50.6%、「女児」49.4% と「男児」がやや多く、「身体的虐待」でも「男児」52.8% で「女児」を上回る。被虐待児の年齢別では、「0～5 歳の乳幼児」が 41.5%、「6～11 歳」が 36.4% で、約 8 割が低年齢児である。主たる虐待者について、不明を除いた 1,626 例を見ると、「実母」50.8%、「実父」28.5%、「継父」4.8%、「養父」4.3%、「継母」3.1% となっている。「身体的虐待」の場合も、「実母」43.2%、「実父」30.8% で、「実母」が「実父」を上回っている。全国児童相談所長会は 1988 年（昭和 63 年）にも調査を実施しているが、その時の半年間の新規受理件数は 1,039 件であったので、今回は約 2 倍（1.98 倍）件数が増加している。（全国児童相談所長会 1997）

1996 年全国児童相談所長会調査で 1 年間に全国児童相談所が受理した虐待総件数は 4,122 件ということになるが、大阪児童虐待調査研究会（1989 年）から、児童相談所が関与するケースは全体の約 4 割にすぎず、児童相談所以外の機関（医療機関、保健所、家庭児童相談室など）のみで対処するケースが残りの約 6 割を占めることが判明しているので、年間に何らかの形で関係諸機関が関与する虐待ケースは 10,305 件と推計できる。さらに、児童福祉現場の実感などから、実数はその 10 倍程度と見なされており、全国で年間約 10 万件の子ども虐待事件が発生しているという推計がなされうる。しかし、これは推計に推計を重ねた結果得られた数値であり、実態（図 1 のレベル 1 の数）は闇の中にある。（大阪児童虐待調査研究会 1989）

（3）身体的虐待の増加？

アメリカ合衆国においてはアメリカ子ども保護

協会 (AAPC) の全米調査報告で、1976 年から 1987 年の間に全体として 3 倍、子どもの虐待／不適切な関わりが増加したと推測されている。日本でも、全国児童相談所長会調査で 1988 年から 1996 年の間に受理した虐待件数が約 2 倍増加している。身体的虐待に限ってみても、アメリカ合衆国の場合全米事例研究によると 1981 年の 19 万 9100 人から 1996 年の 61 万 4000 人へと約 3 倍、わが国の場合全国児童相談所長会調査によると 1988 年の 275 人から 1996 年の 1,007 人へと 3.7 倍増加している（全国児童相談所長会 1997: 18–20）。

子ども虐待、身体的虐待が明るみに出る件数は、このように日米双方において増加しているが、公的統計におけるこうした増加は、虐待の定義の拡大や、通告義務の法律の制定・普及、24 時間の電話相談等の相談体制の整備、メディアによるキャンペーンによる市民の子ども虐待への注目度・関心や問題意識の高揚などによって、暴力がより多く通報されるようになったことに負う部分が大きく、必ずしも実数の増加を反映していない。そもそも実数の捉え方自体が虐待の定義の仕方によって異なってくる。たとえば、「叩くこと」を虐待に含める定義を採れば実数は大きくなり、「銃で脅すこと」などに限定する定義を採用すれば実数は小さくなるであろう。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 78–80 = 2003: 127–129）

ここでは取り上げていないが、自己申告式調査にも定義の問題はもとより回顧的方法を採用していることなどにより、実態を把握する上で問題を抱えている。特に加害者調査の場合は、子ども虐待が社会的に禁止された行為であるという意識が高まれば、正直に回答しない親が増え、それにより把握される虐待件数は減少していくことである。

いずれにしても、子ども虐待、身体的虐待が実際に増えているかどうかの問い合わせることは難しい。ここでは日米双方において近年虐待、身体的虐待の通告件数および／ないし処理件数が増加

してきたということを確認することにとどめざるをえない。図 1 におけるレベル 1 は未知数なのである。

8. 身体的虐待の被害者の特徴

身体的虐待の被害者のデモグラフィック（社会人口統計的）な特徴をいくつかの点について見る。

(1) 年齢

アメリカ合衆国の場合、子ども虐待を受ける危険は、成長するにつれて下がるという多くの研究結果があるが、身体的虐待についても類似するパターンが見られる。たとえばアメリカ子ども保護協会 (American Association for Protecting Children: AAPC) の統計 (1985) によると、公的に通告された身体的虐待のうち、被害者の年齢 0～5 歳が 51%，次いで 6～11 歳 26%，12～17 歳 23% となっている。年齢による差は近年いくらか縮小しているが、それでも身体的虐待のほぼ半数が 7 歳以下の子どもである (DHHS 1998; Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 81–82 = 2003: 131–132)。

わが国の場合、1996 年全国児童相談所長会調査において、虐待全体については、被虐待児の年齢別では、「0～5 歳の乳幼児」が 41.5%，「6～11 歳の小学生」が 36.4% で、約 8 割 (77.9%) が低年齢児であったが、身体的虐待についても、「0～5 歳の乳幼児」43.6%，「6～11 歳の小学生」38.5 % で、乳幼児と小学生で 82.1% を占めている（全国児童相談所長会 1997: 20）。

こうして日米ともに公的な統計では低年齢児に身体的虐待の被害率が高いが、これは、幼い子どもの場合暴力を受けたとき怪我をする危険が高いことの反映であるかもしれない。傷が残るような暴力は、専門家・専門機関に報告される可能性が高いからである。米国の最近の公的な数字によると (DHHS 1998)，身体的虐待の通告のうちおよ

そ32%が12～17歳の思春期の青年によって占められており、思春期の被害者の存在も無視できない。わが国の全国児童相談所長会調査では12～17歳の思春期の被害者は17.8%である。思春期の子どもは、体格、強さ、暴力を引き起こしうる問題行動等のため、暴力の責任は子どもの側にあると見なされ、かれらへの暴力は虐待とは見られず、親の正当な規制のかけ方と取られがちである。そのため通告数も年少の子どもの場合と比べて低くなりがちであるのかもしれない。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 81-82=2003: 131-132)

いずれにしても、身体的虐待の被害者の年齢についても、図1のレベル1の「実際の数」に関しては不明というほかはない。

(2) 性別

アメリカ合衆国の場合、性別に関しては、男子のほうが女子よりも身体的虐待に遭う危険がわずかに高い。第2回全米家族内暴力調査の結果によると、軽い暴力と深刻な暴力の両方で男子のほうがより危険度が高かった。国立子ども虐待・ネグレクトセンターがまとめた1996年からの公的報告書データ(DHHS 1998)でも、男子のほうが女子よりも身体的虐待の被害が多くあった。アメリカ子ども保護協会(1988)の統計では、軽い身体的虐待の場合には、男女間に危険度の差はなかったが、深刻な身体的虐待の場合には男子のほうが女子よりも被害に遭う危険がわずかながら大きかった。第3回全米事例研究(NIS-3)でも、以上のデータの傾向と一致して、女子に比べて男子のほうが深刻な傷害を受ける危険がずっと高かった。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 82=2003: 132)

わが国の場合、1996年全国児童相談所長会調査によると、全体では男児が50.6%と女児よりも若干多くなっているが、身体的虐待においても男児が52.8%で女児を上回っている(全国児童相談所長会 1997: 20)。なお、2003年度(平成

15年度)に東京都の全11の児童相談所が受理した相談事例2,481件について分析調査した東京都福祉保健局の調査では、虐待全体について男子53.4%、女子46.3%で、やはり男子が女子を上回っている(東京都福祉保健局 2005: 13)。

こうして日米双方において、身体的虐待の被害率は、男子が女子を上回っている。

(3) 社会経済的地位

アメリカ合衆国の場合、子ども虐待は全ての階層で生じているが、公的な統計は、一貫して身体的虐待が経済的、社会的に恵まれない家族に多く起きていることを示している。身体的虐待を受ける子どもは、年収が1万5000ドルの家庭から生まれる確率がいっそう裕福な家庭に比して12倍も高い。虐待を通告された家庭のうち49%が、フードスタンプ(食料割引券)や医療扶助のような形で生活保護を受けていることを示すデータもある。また低所得は虐待の深刻度にも関係するようで、貧困以下の年収の家族に、より深刻で致命的な傷害を伴う虐待が多い。過去20年にわたるさまざまなデータで同様の結果が出ているので、以上の知見は通告に偏見が現れている結果ではないようと思える。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 82=2003: 132-133)

わが国の場合、1996年全国児童相談所長会調査で、主たる虐待者の就労状況を見ると、虐待全体では、「定職」は29.8%で3分の1弱にとどまり、「無職」23.0%、「転職が多い」13.9%、「パート」8.8%と不安定な就労状況が5割近くを占めている。東京都福祉保健局調査でも、「定職」25.8%、「転職が多い」6.4%、「パート」13.2%、「無職」20.3%と、不安定な就労状況が4割を占めている(東京都福祉保健局 2005: 37)。身体的虐待については、「定職」32.0%と「家事専念」21.8%が多いが、それでも「無職」18.6%、「転職が多い」13.5%、「パート」8.1%で、不安定な就労状況が40.2%を占める(全国児童相談所長会 1997: 30)。

わが国における「虐待につながると思われる家庭の状況」を見ると、全国児童相談所長会調査によると、全体では、「経済的困難」44.6%、「親族、近隣、友人からの孤立」40.4%、「夫婦間不和」28.6%、「ひとり親家庭」27.8%となっている。東京都福祉保健局調査によると、全体では、「ひとり親家庭」31.8%、「経済的困難」30.8%、「孤立」23.6%、「夫婦間不和」20.4%、「育児疲れ」18.0%となっている（東京都福祉保健局 2005: 44）。身体的虐待では、「親族、近隣、友人からの孤立」39.7%、「経済的困難」38.7%、「夫婦不和」31.6%、「育児に嫌悪感、拒否感情」26.4%、「育児疲れ」25.4%の順になっている（全国児童相談所長会 1997: 36）。

日米双方とも公的な統計は、身体的虐待が経済的貧困家庭において多発していることを示しているといえよう。

(4) 人種

アメリカ合衆国における最も最近のデータによると、2003年現在で、身体的虐待の被害により晒されやすいグループは、アジア系の子ども16.6%，アフリカ系アメリカ人の子ども15.3%，ヒスパニック系の子ども13%，コーカサス人の子ども12.2%であった（U.S.DHHS 2005）。しかし、通報に偏りがより少ない全米事例研究（NIS）の結果は、身体的虐待の発生率に人種による差異は存在しないことを示している（Miller-Perrin and Perrin 2007: 82）。わが国においては、虐待と人種・民族との関係についての体系的な調査研究は実施されていない。

(5) その他の危険因子

アメリカ合衆国において、特定の諸特徴が子どもにとって虐待やネグレクトの危険を増すと主張されている。たとえば、低体重や未熟児などの出生時の合併症、身体面・精神面・発達面の不全などを身体的虐待の危険因子として指摘する研究が

ある。国立子ども虐待・ネグレクトセンターは、知的障害、目や耳等の身体的障害、重い情緒障害などの障害をもつ子どもが受ける虐待について言及している。障害をもつ子どもは、もたない子どもと比べて子どもの虐待／不適切な関わりを受ける比率が1.7倍高かった。身体的虐待を受けた子どものうち障害をもつ子どもの割合は、もっていない子どもよりも2.1倍高かった。最も多く言及される障害は、情緒障害、学習障害、身体的健康問題や言語機能不全である。障害と虐待との関連を解釈する場合の1つの困難は、子どもたちは虐待が起きる前から障害があったのか、それとも虐待の結果障害を負うことになったのか、という問題である。児童保護局のケースワーカーは、障害をもつ被虐待児の47%において障害そのものが子どもの虐待／不適切な関わりの直接的・間接的な原因になり、37%についてはおそらく虐待が障害を引き起こしたと報告している。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 83-84=2003: 134-135）

わが国の場合、全国児童相談所長会調査によると、「虐待につながると思われる被虐待児の状況」について、不明（284例）を除く1,777例でみると、「特になし」が41.4%で一番多く、以下「問題行動あり」24.4%，「精神発達の遅れや障害」14.0%などの順になり、「特に問題なし」以外の6割弱に何らかの危険因子がみられた。身体的虐待の被害児の場合、「特になし」24.2%，「問題行動あり」21.9%，「親との分離体験」9.6%，「精神発達の遅れや障害」8.8%，「望まれずに出生」8.4%などの順になっている。ここで「『問題行動』は被虐待の誘因というよりも結果として生じたものも含まれているとみるべきで、悪循環の要因と考えるほうが妥当」であろう。（全国児童相談所長会 1997: 36）

日米双方のデータにおいて子どもの側の危険因子の存在が伺われるが、指摘されているとおり、それが虐待の原因なのか結果なのか、個々のケースごとの特定化が必要であろう。

9. 身体的虐待の加害者の特徴

身体的虐待の加害者のデモグラフィック（社会人口統計的）な特徴をいくつかの点について見る。

(1) 年齢

アメリカ合衆国においては、年齢の高い親よりも若い親のほうが子どもを身体的に虐待しやすいという傾向が見られる。また、虐待する親は、普通よりも早い年齢で結婚する傾向があり、その多くは自分たちが10代のうちに第一子をもうけているようにみえる（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 84=2003: 135）。

わが国の場合、全国児童相談所長会調査によると、主たる虐待者の年齢は不明を除く1,590例でみると、虐待全体では、「30代」37.9%、「20代」30.3%、「40代」23.2%となっていて、「30代」が一番多い。「10代」は2.4%にすぎない。身体的虐待の主たる虐待者について、「不明」も含めてみると、「30代」36.8%、「20代」32.8%、「40代」19.6%、「不明」4.5%、「50代」3.3%、「10代」2.2%、「60代」0.8%という順になっている。「10代」は「60代」につづいて少ない。（全国児童相談所長会 1997: 29）

公的統計では、このように米国では若い親に身体的に虐待する者が多いのに対して、わが国では30代の親に多いという違いがみられる。

(2) 性別

アメリカ合衆国において、当局は、男性よりも女性による身体的虐待の通告をわずかだがが多く受けている（女性55%に対して男性45%）。性別による差異が公的な統計に表れているのは、母親のほうが父親よりも長い時間を子どもと共に費やしているからだと考えられる。しかし、この身体的虐待加害者の性別格差は、加害者と子どもとの特別の関係によるのかもしれない。たとえば、生みの親から身体的に虐待される場合、父親から虐待

される（48%）よりも、母親から虐待される（60%）ほうが多いが、血のつながらない親ないし親代理からの場合は、その逆のことがいえる（男性90%で女性19%）。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 84=2003: 135-136）。

わが国の場合、1996年全国児童相談所長会調査によると、主たる虐待者は、虐待全体としては、男性（実父、継父、養父、里父、母の内縁の夫、祖父、おじ）42.1%，女性（実母、継母、養母、里母、父の内縁の妻、祖母、おば）57.9%で、女性のほうが多い。身体的虐待の主たる虐待者は、男性48.0%，女性52.0%で、やはり女性のほうが多い。身体的虐待の加害者について、血のつながった親（実母、実父）と血のつながらない親ないし親代理（継父、養父、里父、母の内縁の夫、継母、養母、里母、父の内縁の妻）との別でみると、血のつながった親の場合、実母58.4%，実父41.6%で、女性のほうが多く、血のつながらない親ないし親代理の場合、男性（継父、養父、里父、母の内縁の夫）71.8%，女性（継母、養母、里母、父の内縁の妻）28.2%で、男性のほうが多い。（全国児童相談所長会 1997: 28）

公的な統計でみると、日米双方で、血のつながった関係においては身体的虐待加害者は女性が多いが、血のつながらない関係においては男性の加害者のほうが多いという結果が出ている。

(3) 被害者との関係

アメリカ合衆国の場合、公的な統計によると、通告されたケースの大多数は、実の親が身体的虐待の加害者である（85%）。また、虐待者の中でひとり親の占める率が高い。NIS-3では、ひとり親家庭の子どもは、両親のいる家庭の子どもよりも、身体的虐待に遭う確率が63%も高かった。ひとり親家庭で虐待が多いことは、子育て機能そのものよりも、そういう家庭は貧しい場合が多いこと、ストレスが高いことによるのではないかという解釈もある。社会的な先入観によれば、シン

デレラの寓話のように、義理の親が血のつながっていない子どもを虐待しやすいと考えられている。しかし公的な統計では（また自己申告式の調査でも）、義理の親が生みの親よりも子どもを身体的に虐待しやすいという傾向は認められなかった。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 84 = 2003: 136-137）

わが国の場合、1996年全国児童相談所長会調査によると、主たる虐待者は、不明を除く1,626例でみると、「実母」50.8%、「実父」28.5%、「継父」4.8%、「養父」4.3%、「継母」3.1%の順になっており、「実の親」が79.3%を占めている。身体的虐待については、不明を除く857例でみると、「実母」53.7%、「実父」30.8%、「継父」6.0%、「養父」5.4%、「継母」4.6%、「母の内縁の夫」3.4%などの順になっていて、「実の親」が84.5%を占める。家族形態（家族の同居形態）からみると、不明を除く868例について、「実父母」41.6%、「実母のみ」23.0%、「実母・継養父」15.2%などとなっている。「実父のみ」9.1%、「継養父のみ」0.2%、「実母のみ」23.0%、「継養里母のみ」0.1%で「ひとり親家庭」の合計は32.4%となる。子どものいる世帯でひとり親家庭が占める比率は15.7%である（総務省統計局監修 2003: 19），虐待家族に占める「ひとり親家庭」の比率は相当高いことになる。「継父」(6.0%)、「養父」(5.4%)、「里父」(0.0%)、「継母」(4.6%)、「養母」(1.2%)、「里母」(0.1%)、「母の内縁の夫」(3.4%)、「父の内縁の妻」(0.0%)を合わせた「義理の親」が虐待者に占める比率は20.7%であった。2002年の全離婚件数のうちの6割が未成年の子をもつ夫婦の離婚であり、かつ2003年における婚姻の24%が再婚カップルであり、わが国でステップファミリーの増加が推定される中（野沢ほか編 2006: 26），この比率はそれほど高いとはいえないだろう。（全国児童相談所長会 1997: 25, 28）

以上から、米国と日本の公的データでみるとかぎり、身体的虐待の加害者は実の親が多く、ひとり

親家庭でそれは相対的に多く発生し、社会通念で言われるほど義理の親による身体的虐待は多くない、といえるであろう。

(4) 心理的特徴と生理的因素

表1 子どもを身体的に虐待する大人の特徴

情緒的、行動上の問題
自己表現としての怒り
うつ
フラストレーションに対する耐性のなさ
自尊心の低さ
融通のなさ
怒りのコントロールの問題
共感能力のなさ
生活のストレスや個人的な悩みが強いと思っている
物質乱用／依存
問題解決スキルの欠如
知的障害
家族や対人関係の問題
夫婦間の不和、緊張、虐待
子ども時代に虐待に遭った
子どもやほかの家族のメンバーと前向きな関わりがない
家族メンバー間における言葉による葛藤や身体的な葛藤
家族の凝集性や表現力の欠如
友人やコミュニティからの孤立
子育て問題
子どもに非現実的な期待をかける
子どものニーズ／能力を無視する
子どもを管理するスキルのなさ
親の役割をストレスフルと考えていること
子どもに対して否定的な考え方や偏見をもっている
子育てについて問題解決能力が低い
押しつけがましい／一貫しない子育て
子どもとのコミュニケーション、相互のやりとり、激励の少なさ
子どもに対して言葉による攻撃や身体的な攻撃が多い
生理的な要素
身体健康上の問題や障害について訴える
生理的な過剰反応
神経心理学的な欠損（例：問題解決能力、物事を把握する能力の低さ）

（資料）Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 86 = 2003: 139.

① 心理的特徴

表1のリストは、虐待しない親と虐待する親とを比較・対照させながら、標準的な測定器具も適宜利用し、調査研究をつづける中で、これまで研究者たちが摘出してきた身体的虐待をする大人の最も一般的な特徴をまとめたものである。

情緒的、行動上の問題としては、自己表現としての怒り、うつ、フラストレーションに対する耐性のなさ、自尊心の低さ、融通のなさ、怒りのコントロールの問題、共感能力のなさ、生活のストレスや個人的な悩みが強いと思っていること、物質乱用／依存、問題解決スキルの欠如、知的障害などが挙げられる。これらの情緒的、行動上の問題は、親が物事を判断する方法に影響し、養育能力を低下させ、また子どもの行動に対する親の寛容度を下げることによって、身体的虐待のリスクを増加させるものと考えられる。

家族や対人関係の問題としては、夫婦間の不和・緊張・虐待、子ども時代に虐待に遭ったこと、子どもやほかの家族のメンバーと前向きな関わりがないこと、家族メンバー間における言葉による葛藤や身体的な葛藤、家族の凝集性や表現力の欠如、友人やコミュニティからの孤立などが指摘されている。これらの問題は、家族関係・対人関係上のストレスの捌け口を子どもに向けるなどの通路を通して、身体的虐待の危険度を增幅させる。

子育て問題としては、子どもに非現実的な期待をかける、子どものニーズ／能力を無視する、子どもを管理するスキルのなさ、親の役割をストレスフルと考えていること、子どもに対して否定的な考え方や偏見をもっていること、子育てについて問題解決能力が低い、押しつけがましい／一貫してない子育て、子どもとのコミュニケーション・相互のやりとり・激励の少なさ、子どもに対して言葉による攻撃や身体的な攻撃が多いことなどが挙げられている。これらの問題は、しばしば難しい子どもをつくりだし、悪循環から身体的虐待へと向かわせる。

② 生理的因素

虐待を引き起こす生理的な因子としては、身体健康上の問題や障害についての訴えの多さ、生理的な過剰反応、神経心理学的な欠損（例：問題解決能力、物事を把握する能力の低さ）などが指摘されている。子どもに関連した刺激（たとえば、子どもが泣くというストレスのかかる状況）にたいする生理的な過剰反応は、子どもの行動を親が認知する方法、あるいはその後の親の反応に影響を与えることによって、身体的虐待につながっているのかもしれない。しかし、この生理的な過剰反応を含め、これらの生理的因素がどのようにして身体的虐待につながっていくのか、そのメカニズムについては現状でははっきりしていない。また、こうした生理的傾向は、子どもへの虐待行動をとりやすくする遺伝的特性なのか、それとも否定的な親子関係を積み重ねた結果作り上げられたものであるのかを特定するのは現状では難しい。これらについては、今後のいっそうの調査研究がまたれる。

以上のように、加害者について多くの心理的・生理的な特性が挙げられており、これらは虐待への対応においても考慮されるべき危険因子ではあるが、一方、こういった危険因子を持っている親のすべてが虐待をするわけではないことを心に留めておくことが重要である。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 84-89 = 2003: 137-143）

1996年全国児童相談所長会調査によって、わが国の全国の児童相談所が処遇したケースの主たる虐待者の心身の状況を、身体的虐待と虐待全体とについてまとめたものが、表2である。

虐待全体について、虐待者の心身の状況を、「不明」を除いた1,585例についてみると、「性格の偏り」が最も多く32.8%，以下「特に問題なし」18.9%，「アルコール依存症」9.0%，「神経症またはその疑い」8.9%，「精神病またはその疑

表2 主たる虐待者の心身の状況（複数回答）

	身体的虐待		虐待全体	
	ケース数	%	ケース数	%
精神病またはその疑い	66	7.9	129	8.1
神経症またはその疑い	67	8.1	141	8.9
人格障害	72	8.7	124	7.8
性格の偏り	300	36.1	520	32.8
知的障害またはその疑い	39	4.7	115	7.3
アルコール依存症	72	8.7	142	9.0
薬物依存症	20	2.4	34	2.1
身体的問題	44	5.3	80	5.0
特に問題なし	152	18.3	300	18.9
小計	832	100.2	1585	99.9
不明	191	—	357	—
合計	1023	—	1942	—

(資料) 全国児童相談所長会 1997: 32.

い」8.1%, 「人格障害」7.8%, 「知的障害またはその疑い」7.3%, 「身体的問題」5.0%, 「薬物依存症」2.1%とつづいている。

身体的虐待の虐待者の心身の状況を、「不明」を除いた832例についてみると、「性格の偏り」が最も多く36.1%, 以下「特に問題なし」18.3%, 「人格障害」と「アルコール依存症」8.7%, 「神経症またはその疑い」8.1%, 「精神病またはその疑い」7.9%, 「身体的問題」5.3%, 「知的障害またはその疑い」4.7%, 「薬物依存症」2.4%とつづいている。(全国児童相談所長会 1997: 31-32)

虐待全体についても、身体的虐待についても、「性格の偏り」がある虐待者につづいて「特に問題なし」の虐待者が多い。この「特に問題なし」とされた虐待者の中にも、表1の特徴のどれか／いくつかを持った虐待者は多く含まれていることが推測されるが、文字通り「特に問題なし」の虐待者も含まれているであろう。虐待者の特徴をもった大人がすべて虐待を振るうわけではないことに注意を払うことが必要であるとともに、「特に問題なし」の大人が虐待を振るうことがありうることにも留意しておく必要がある。

10. 身体的虐待による影響

表3 子ども、思春期の青年、大人に対して身体的虐待が与える影響

子ども
医学的症状：あざ、頭や胸や腹部の傷、やけど、骨折
認知的な問題：知的・認知的機能の減少、言語能力・記憶力・問題解決能力・知覚運動能力の欠損、読み解と算数の能力の減少、学校での成績の悪化、特殊教育サービスへのニーズの増加
行動的な問題：攻撃性、けんか、不従順、反抗的態度、器物破壊、逮捕
社会情緒的な問題：遊ぶ能力の遅れ、乳児の愛着の絆問題、社会的な関係をつくる能力の問題、仲間を拒絶、仲間たちとの社交性の問題、大人を避けること、友だちをつくるのが困難、向社会的行動の不足、絶望感、うつ的微候、自殺傾向、自尊心の低さ
精神医学的障害：重篤なうつ状態、敵対的な反抗的態度、行動障害、注意欠陥多動性障害、境界性人格障害、心的外傷後ストレス障害
思春期の青年
反社会的な行動：暴力的な対人関係行動、非行、暴力行為、薬物乱用
その他：注意障害、学業不振、日々のストレスの増加、自尊心の低さ
大人
犯罪的／暴力的な行動：非行行為による逮捕、暴力的および／ないし犯罪的な行動、夫婦間暴力（特に男性）、デートのときに暴力を受ける／行う、自分の子どもへの身体的虐待、売春
物質乱用：アルコールおよびその他の物質乱用
社会情緒的問題：自己破壊的行動、自殺の空想や企図行為、不安、憎悪、解離、うつ病と躁病、非尋常な考え方、対人関係問題、自己概念の乏しさ
精神医学的障害：反社会的およびその他の人格障害、分裂性の行動障害、重篤なうつ状態、心的外傷後ストレス障害

(資料) Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 90=2003: 145.

身体的虐待を受けた子どもは、受けていない子どもに比べて身体的、行動的、情緒的面等に問題を起こすことが多い。多くの場合、虐待の否定的影響は青年期を経て大人になっても続く。表3は、子ども時代の身体的虐待が子ども（子ども時代にある人間）に与える影響だけでなく、思春期の青年（子ども時代末期の時期にある人間）や大人（成人期にある人間）に与える影響についても言及している（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 89–90=2003: 143–144）。

（1）子どもに与える影響

身体的虐待の影響についての研究が、今日明らかにしえていることは、被害者に見られるさまざまな問題が被虐待行為と相関的であるということまであって、身体的虐待がそうした諸問題の原因であると特定するところまではいっていない。身体的虐待が起る家族には、しばしば夫婦間暴力、家族員のアルコールや薬物の乱用、親のうつ病、心理的虐待、社会経済的地位の低さのようなほかの問題や状況が併発・随伴している。それゆえ、身体的虐待を受けた子どもにみられる諸種の問題が、親による子への身体的虐待のみに由来するものだとはっきり結論づけるのは難しい。こうした諸問題は、虐待家族に併発・随伴するほかの問題や状況との組み合わせの中から発生したのかかもしれないし、場合によってはほかの問題や状況のみから発生したのかもしれない。その意味で、表3に示されたさまざまな問題は、身体的虐待が原因となって発生した諸問題であるとは断定できず、あくまで身体的虐待の被害経験と相関性をもった諸問題にすぎないと解釈されるべきである。（Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007=2003: 144–146）

医学的症状としては、あざ、頭や胸や腹部の傷、やけど、骨折などがある。あざは、尻、背中、腹、ももなどのめずらしい場所についていることがある。頭部の傷は、生死に関わることがあり、子ども

もが虐待で死亡する原因で最も多いものである。頭部の傷は、物で頭を叩く、拳骨で殴る、子どもを固い表面のところへ投げつけるなどのほかに、乳児揺さぶり症候群（shaking baby syndrome or shaken impact syndrome²⁾）による場合もあり、子どもを抱えて前後に激しく揺さぶることにより、子どもの脳が頭蓋骨の中で動き、血管が引きちぎられ、その結果、深刻な損傷、意識不明、死亡に至る場合もある。胸や腹部の傷は、物で叩いたり、強く掴んだり、蹴ったりすることで引き起こされ、その結果内臓が破裂したり圧迫されたりすることがある。やけどは、沸騰した湯を浴びせたり、アイロン、たばこ、ガスレンジ、ヒーターなどを押しつけられたりすることでおきる。骨折は、体のさまざまな場所に見られることが多く、殴る、蹴る、ひねる、搖する、強く握るなどによっておこされる。

認知的な問題としては、知的・認知的機能の減少、言語能力・記憶力・問題解決能力・知覚運動能力の欠損、読解と算数の能力の減少、学校での成績の悪化、特殊教育サービスへのニーズの増加などが挙げられる。特に注目すべき点は、学業成績の低下である。身体的虐待を受けた子どもは、比較群と比べて、学校での成績が悪く、適応度が低い。読解と算数の点数が低く、学習障害がみられ、留年することも多いという。社会経済的に不利な状況にあることからくる影響を調整した後も、比較群との間に、これら多くの認知的能力の違いがみられたという。

行動上の問題としては、攻撃性、けんか、不従順、反抗的態度、器物破壊、逮捕などが指摘されている。ほかに飲酒、麻薬使用などが指摘されることもある。

社会情緒的な問題としては、遊ぶ能力の遅れ、乳児の愛着の紛糾問題、社会的な関係をつくる能力の問題、仲間を拒絶、仲間たちとの社交性の問題、大人を避けること、友だちをつくるのが困難、向社会的行動の不足、絶望感、うつ的徴候、自殺傾

向、自尊心の低さなどがある。こうした子ども時代に表れる社会情緒的な問題は、成長してから社会的関係をつくる際に困難を生じる基礎となることが危惧されている。

精神医学的障害としては、重篤なうつ状態、敵対的な反抗的態度、行動障害、注意欠陥多動性障害、境界性人格障害、心的外傷後ストレス障害などが挙げられている。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 91–95 = 2003: 146–149)

(2) 思春期の青年への影響

若い子どもへの身体的虐待の影響については多くの関心が寄せられ実証研究も多いが、思春期の青年への身体的、社会的、心理的影響についてはそれほど関心がもたれていず、実証研究も少ないのが実情である。しかし身体的虐待の影響は思春期の青年には違った問題となって現れるのではないかという主張もあり、彼らへの独自的影響を検討する視点も必要である。

これまで研究によって明らかにされた思春期の青年に対する影響としては、まず反社会的な行動を引き起こすという点が挙げられる。これは、暴力的な対人関係行動、非行、暴力行為、薬物乱用などである。子ども時代に身体的虐待を受けた若者は、デートのときに暴力を振ったり、親やきょうだいに攻撃的になったり、対人関係で暴力的になることが多いとされる。虐待経験をもつ若者は、一般人口だけでなく貧困層と比べても、非行を起こす割合が高いという研究もある。

また、その他の影響としては、注意障害、学業不振、日々のストレスの増加、自尊心の低さなどが指摘されている。

身体的虐待のケースの中には、若い子どもの頃から始まっているものもあれば、10代になって始まる場合もあるので、虐待に併発・随伴する諸問題・状況の影響とどう識別するかという問題も絡んで、子ども時代の被虐待がもたらす思春期の若者への影響を抽出することには格別の困難が伴

う。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007 = 2003: 149–150)

(3) 長期的影響—大人への影響—

子ども時代に受けた虐待の影響は長期にわたって継続する可能性があるため、または、子ども時代に受けた虐待の影響が長期の潜伏期間を経て大人になって発症する場合もあるので、虐待の長期的影響を理解することが重要になってくる。子ども時代の身体的虐待のもたらす心理的、社会的、行動上の問題が、子どもの頃から大人になっても続く場合、また大人になって現れる場合、それらの問題を抱えた大人は、自分の子どもを虐待することもあるので、虐待の長期的影響は、虐待の世代連鎖にも関連してくる。身体的虐待に関して長期にわたる後遺症を分析している研究はあまり多くないが、これまで以下のような影響が明らかにされている。

第1は犯罪的／暴力的な行動であり、非行行為による逮捕、暴力的および／ないし犯罪的な行動、夫婦間暴力（特に男性）、デートのときに暴力を受ける／行う、自分の子どもへの身体的虐待、売春などがこれに当たる。自分の子どもへの身体的虐待は、虐待の長期的影響の1つであると同時に、多くの長期的影響の総合的結果でもある。ただし、このことは、他の長期的影響についても妥当する。なお、子どもの頃に虐待を受けた人が、大人になって虐待する確率は100%ではない。子どもの頃に受けた虐待は大人になって加害者になる必要条件でも十分条件でもないことに留意すべきである。

第2は物質乱用すなわちアルコールおよびその他の物質乱用である。これについては、①薬物を乱用している人は、一般的人口に比べると、子どもの頃に身体的虐待を受けた確率が高い、②身体的虐待を受けた男性のアルコール依存症患者は、虐待されていないそれに比べて、より問題の多い飲み方、社会的問題、医学的問題が多い、③身体的虐待を受けたことのある入院患者は、受けたこ

とのない入院患者に比べて、よりアルコール依存症や薬物依存の症状が重い傾向がある、などが解明されている (Malinosky-Rummel and Hansen 1993)。

第3は社会情緒的問題であり、自己破壊的行動、自殺の空想や企図行為、不安、憎悪、解離、うつ病と躁病、非尋常な考え方、対人関係問題（対人関係についての否定的感情）、自己概念・自己イメージの乏しさなどである。

第4は、精神医学的障害であり、反社会的およびその他の人格障害、分裂性の行動障害、重篤なうつ状態、心的外傷後ストレス障害などがそれに属す。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 95-97=2003: 150-153)

虐待の短期的、中期的、長期的影響は、被害者にまちまちに現れる。同じく身体的虐待を受けても、それほど影響が否定的あるいは破壊的にならない人もいれば、影響が深く浸透し長期にわたって続く人もいる。身体的虐待の影響の変動しやすさに關係している增幅要因・緩和要因が存在するからである。

增幅要因としては、虐待の深刻度と期間、受けた虐待の種類の多さ、親の精神病理（たとえば統合失調症）、暴力に肯定的な社会文化、家族変数（社会経済的地位の低さや力の不均衡な親子関係）などが指摘されている。緩和要因としては、親や被害者の知的能力の高さ、支援的な親の存在などが挙げられている。(Miller-Perrin and Perrin [1999] 2007: 97-99=2003: 153-154)

ここで、1996年全国児童相談所長会調査によって、わが国の全国の児童相談所が処遇したケースにおける被虐待児に対する虐待の影響を見ておきたい。この調査では、虐待の影響が身体的影響と精神的影響とに分けて調べられている。

(1) 虐待の身体的影響

虐待の身体的影響を、まず虐待全体についてみ

表4 虐待によると思われる被虐待児の身体的状況
(複数回答)

	身体的虐待		虐待全体	
	ケース数	%	ケース数	%
打撲傷、あざ	704	46.4	802	29.7
火傷	135	8.9	162	6.0
刺傷	27	1.8	32	1.2
骨折	55	3.6	59	2.2
頭部外傷	122	8.0	130	4.8
性的虐待による外傷	2	0.1	23	0.9
妊娠	—	—	6	0.2
栄養不良	99	6.5	299	11.1
身体発達の遅れ	101	6.7	198	7.3
その他	80	5.3	214	7.9
特になし	191	12.6	779	28.8
合計	1516	99.9	2704	100.1

(資料) 全国児童相談所長会 1997: 38.

ると、「打撲傷、あざ」が最も多く 29.7%，以下「特になし」28.8%，「栄養不良」11.1%，「その他」7.9%，「身体発達の遅れ」7.3%，「火傷」6.0%，「頭部外傷」4.8%，「骨折」2.2%，「刺傷」1.2%，「性的虐待による外傷」0.9%，「妊娠」0.2%となっている。次に、身体的虐待のもたらした身体的影響については、やはり「打撲傷、あざ」が最も多く 46.4%，以下「特になし」12.6%，「火傷」8.9%，「頭部外傷」8.0%，「身体発達の遅れ」6.7%，「栄養不良」6.5%，「その他」5.3%，「骨折」3.6%，「刺傷」1.8%，「性的虐待による外傷」0.1%となっている。ここで「性的虐待による外傷」が挙げられているのは、主たる虐待が身体的虐待で従たる虐待が性的虐待であるような虐待（全国児童相談所長会調査では身体的虐待として分類される）の結果として「性的虐待による外傷」が見られたからであると解される。（全国児童相談所長会 1997: 37-38）

(2) 虐待の精神的影響

虐待の精神的影響については、まず虐待全体に

表5 虐待に起因すると思われる被虐待児の精神症状
(複数回答)

	身体的虐待		虐待全体	
	ケース数	%	ケース数	%
精神発達の遅れ	138	9.7	259	9.6
不安、怯え	372	26.1	579	21.4
うつ状態	17	1.2	31	1.1
無感動や無反応	106	7.4	180	6.6
強い攻撃性	139	9.8	201	7.4
習癖異常	31	2.2	44	1.6
食行動上の問題	93	6.5	162	6.0
非社会的問題行動	68	4.8	223	8.2
反社会的問題行動	142	10.0	282	10.4
性的問題行動	9	0.6	27	1.0
その他日常生活に支障を来すような精神症状、問題行動	82	5.8	161	5.9
特になし	226	15.9	560	20.7
小計	1423	100.0	2709	99.9
不明	109	—	222	—
合計	1532	—	2931	—

(資料) 全国児童相談所長会 1997: 39.

関して、「不明」を除いた 2,709 件についてみると、「不安、怯え」が最も多く 21.4%, 以下「特になし」 20.7%, 「反社会的問題行動」 10.4%, 「精神発達の遅れ」 9.6%, 「非社会的問題行動」 8.2%, 「強い攻撃性」 7.4%, 「無感動や無反応」 6.6%, 「食行動上の問題」 6.0%, 「その他日常生活に支障を来すような精神症状、問題行動」 5.9%, 「習癖異常」 1.6%, 「うつ状態」 1.1%, 「性的問題行動」 1.0% となっている。次に、身体的虐待のもたらした精神的影響に関して、「不明」を除いた 1,423 件についてみると、やはり「不安、怯え」が最も多く 26.1%, 以下「特になし」 15.9%, 「反社会的問題行動」 10.0%, 「強い攻撃性」 9.8%, 「精神発達の遅れ」 9.7%, 「無感動や無反応」 7.4%, 「食行動上の問題」 6.5%, 「その他日常生活に支障を来すような精神症状、問題行動」 5.8%, 「非社会的問題行動」 4.8%, 「習癖異常」 2.2%, 「うつ状態」 1.2%, 「性的問題行動」 0.6% となって

いる。

なお、この調査における虐待の影響は、児童相談所が処遇した子どもについて調べたものであるから、身体的影響にしても精神的影響にしても、子ども時代への影響に限定されるものと理解される。

(3) 虐待の世代連鎖

表6 主たる虐待者の生育歴(複数回答)

	身体的虐待		虐待全体	
	ケース数	%	ケース数	%
両親死亡	12	1.8	26	2.1
ひとり親家庭	124	18.7	237	19.2
継親子関係	49	7.4	104	8.4
養子・里親体験	20	3.0	53	4.3
施設体験	37	5.6	88	7.1
両親不和	90	13.6	149	12.1
被虐待体験	144	21.7	219	17.7
その他	48	7.2	84	6.8
特になし	139	21.0	276	22.3
小計	663	100.0	1236	100.0
不明	356	—	706	—
合計	1019	—	1942	—

(資料) 全国児童相談所長会 1997: 34.

表7 主たる虐待者の被虐待体験の種別(複数回答)

虐待種別 被虐待体験	身体的虐待		虐待全体	
	ケース数	%	ケース数	%
身体的虐待	105	60.7	126	45.8
不適切な保護ないし拒否	31	17.9	67	24.4
性的虐待	4	2.3	10	3.6
心理的虐待	33	19.1	72	26.2
小計	173	100.0	275	100.0
不明	6	—	9	—
合計	179	—	284	—

(資料) 全国児童相談所長会 1997: 35.

虐待の影響との関連において、1996 年全国児童相談所長会調査によって、わが国における虐待の世代連鎖について見ておく。

表6によって主たる虐待者の生育歴をみると、被虐待体験を持つ者が、不明のケースを除いて、虐待全体で17.7%、身体的虐待で21.7%ほど認められる。

表7によって主たる虐待者の被虐待体験の種別をみると、不明のケースを除外して、虐待全体では、「身体的虐待」45.8%、「心理的虐待」26.2%、「不適切な保護ないし拒否」24.4%、「性的虐待」3.6%となっており、身体的虐待では、「身体的虐待」60.7%、「心理的虐待」19.1%、「不適切な保護ないし拒否」17.9%、「性的虐待」2.3%となっている。

これによって、身体的虐待の加害者で子どもも時代に虐待を受けた経験を持つ者は約2割、その受けた虐待の6割は身体的虐待であることが分かる。
(全国児童相談所長会 1997: 34-35)

なお、表6と表7との間で、身体的虐待の被虐待体験144件、身体的虐待体験者の種別の合計179件、また虐待全体の被虐待体験219件、全体的な虐待体験者の種別の合計284件のような食い違いが認められるが、これはひとりの被虐待体験者が複数の種別を挙げているケースがあることによるものと考えられる。

おわりに

以上、身体的虐待を中心にして、子ども虐待の基礎理論を、日米のデータと知見を参照しながら展開してきた。いくつかの課題が残されている。特に、身体的虐待の要因と身体的虐待への対応という2つの課題についての基礎理論の記述がなされていないことは心残りである。しかし、すでに紙幅も尽き、原稿の締め切り日も超過しているので、ここでひとまず筆を置く。残された課題についての論述は別の機会に譲りたい。

本稿は、身体的虐待を中心にしての子ども虐待の基礎理論を展開したものであるが、同じく子ども虐待であっても、性的虐待、ネグレクト、心理

的虐待といった他の子ども虐待と身体的虐待とでは、発生の条件や与える影響などさまざまな側面において性質を異にしている。他の虐待形態に関する基礎理論の展開についても別の機会を期したい。

日米双方において子どもの虐待／不適切な関わりにたいする対応は近年著しく進歩してきたが、それに応じて子どもの虐待／不適切な関わりが鎮静化してきたかといえば、必ずしもそうとはいえない。子どもの虐待／不適切な関わりへの対応は、実証的なデータとそれに基づくしっかりとした理論に基づいて行われなければうまくいかない。問題解決に資するべく、実証的データの収集と理論構築とを今後の筆者の基本課題としたい。

[文 献]

Miller-Perrin, Cindy and Perrin, Robin, 1999, *Child Maltreatment: An Introduction*, the United States, London and New Delhi: Sage Publications. (=2003, 伊藤友里『子ども虐待問題の理論と研究』明石書店.)

Miller-Perrin, Cindy and Perrin, Robin, 2007, *Child Maltreatment: An Introduction*, 2nd ed., the United States, London and New Delhi: Sage Publications.

deMause, L., 1974, *A History of Childhood*, New York: Psychotherapy Press.

高橋史朗編, 1992, 『児童の権利条約 現代のエスプリ 304』至文堂。

外務省, 2007, 「児童の権利に関する条約」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun_1.html, August 21, 2007).

Spector, M. and Kitsuse, J. I., 1977, *Constructing Social Problem*, Menlo Park, CA: Cummings Publishing Company. (=1992, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築－ラベリング理論を超えて－』マルジュ社.)

Empey, L. T. and Stafford, M. C., 1991, *American Delinquency: Its Meaning and Construction*, Belmont, CA: Wadsworth.

池田由子, 1987, 『児童虐待－ゆがんだ親子関係－』中央公論社。

- 児童虐待防止制度研究会編, 1993, 『子どもの虐待防止—最前線からの報告—』朱鷺書房。
- Kempe, C. Henry, Frederic N. Silverman, Brandt F. Steele, William DroegeMueller and Henry K. Silver, 1962, "The Battered - Child Syndrome," *J.A.M.A.*, July 7: 105-112.
- Kahr, Brett, 1991, "The Sexual Molestation of Children: History Perspectives," *The Journal of Psychohistory*, 19(2): 191-214. (=1993, 白波瀬一郎「子どもへの性的暴行—歴史的展望—」『imago』6: 119-133.)
- 友枝敏雄・竹沢尚一郎・正村俊之・坂本佳鶴恵, 1996, 『社会学のエッセンス—世の中のしくみを見ぬく—』有斐閣。
- Levesque, Roger J. R., 1999, *Sexual Abuse of Children: A Human Rights Perspective*, Indiana University Press. (=2001, 萩原重夫訳『子どもの性的虐待と国際人権』明石書店。)
- 全国児童相談所長会, 1997, 「『全国児童相談所における家庭内虐待調査』結果報告書」『全児相』全国児童相談所長会事務局, 62, 別冊。
- Wyatt, G. E., 1994, "Sociocultural and Epidemiological Issues in the Assessment of Domestic Violence," *Journal of Social Distress and the Homeless*, 3: 7-21.
- Merton, R. K., 1949, *Social Theory and Social Structure*, Glencoe: Free Press. (=1961, 森東吾・森好夫・金沢実・中島竜太郎訳『社会理論と社会構造』みすず書房。)
- 森田洋司, 1986, 「犯罪社会学における実証主義的思潮とボンド・セオリー」『人文研究』38, 第11分冊。(再録: 2007, 北澤毅編『リーディングス | 日本の教育と社会9 非行・少年犯罪』日本図書センター, 27-44.)
- 岡田至雄・徳岡秀雄編, 1986, 『基礎社会学』福村出版。
- O'Connor, Tom, 2006, "Control Theories of Crime" (<http://www.apsu.edu/oconnort/crim/crimtheory13.htm>, September 1, 2007).
- Gelles, R. J. and Straus, M. A., 1988, *Intimate Violence*, New York: Simon and Schuster.
- Straus, M. A., R. J. Gelles and S. K. Steinmetz, 1980, *Behind Closed Doors: Violence in the American Family*, New York: Doubleday. (=1981, 小中陽太郎『閉ざされた扉のかげで—家族間の愛と暴力—』新評論。)
- Freund, K. and R. Langevin, 1976, "Bisexuality in Homosexual Pedophilia," *Archives of Sexual Behavior*, 5: 415-423.
- Widom, C. S., 1989, "Does Violence beget Violence? A Critical Examination of the Literature," *Psychological Bulletin*, 106: 3-28.
- Sedlak, A. J. and D. D. Broadhurst, 1996, *Third National Incidence Study on child Abuse and Neglect*, Washington, DC: U.S. Department of Health and Human Services.
- 山田秀雄編著, 2004, 『Q&A ドメスティック・バイオレンス法／児童虐待防止法解説（第2版）』三省堂。
- Straus, M. A., S. L. Hamby, D. Finkelhor, D. W. Moore and D. Runyan, 1998, "Identification of Child Maltreatment with Parent-Conflict Tactics Scale: Development and Psychometric Data for a National Sample of American Parents," *child Abuse and Neglect*, 22: 249-270.
- 日本児童問題調査会, 1983, 『委託調査研究（児童虐待調査研究会）報告 児童虐待—昭和58年度・全国児童相談所における家族内児童虐待調査を中心として—』日本児童問題調査会。
- 大阪児童虐待研究会, 1993, 『大阪の乳幼児虐待—被虐待児の予防・早期発見・援助に関する調査報告—』大阪児童虐待研究会。
- The American Psychiatric Association, 1994, *Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fourth Edition; DSM-IV*, Washington, DC: American Psychiatric Association. (=1996, 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳『DSM-IV 精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院。)
- 石川義之編著, 1998, 『親・教師による体罰の実態—大学生・専門学校生等調査結果の分析と考察—』島根大学法文学部社会学研究室。
- Children's Bureau, 2007, "Child Welfare Information Gateway; Definitions of Child Abuse and Neglect: Summary of State Laws" (http://www.childwelfare.gov/systemwide/laws_policies/statutes/define.cfm, September 8, 2007).
- 厚生労働省大臣官房統計情報部編, 2004, 『平成16年度社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』厚生統計協会。
- 大阪児童虐待調査研究会, 1989, 『大阪府委託調査研究報告・被虐待児のケアに関する調査報告書』大阪児童虐待調査研究会。
- Department of Health and Human Services, Children'

- Bureau, 1998, *Child Maltreatment 1996, Reports from the States to the child Abuse and Neglect Data System*, Washington, DC: Government Printing Office.
- U.S. Department of Health and Human Services, Administration Children, Youth and Families, 2005, *Child Maltreatment 2003*, Washington, DC: Government Printing Office.
- 東京都福祉保健局, 2005, 『児童虐待の実態II－輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク－』
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/syoushi/news/presssyoushi051220-4.pdf#search>, September 20, 2007).
- 総務省統計局監修, 2003, 『統計でみに日本 2003』 日本統計協会.
- 野沢慎司・茨木尚子・早野俊明・SAJ 編著, 2006, 『Q & A ステップファミリーの基礎知識－子連れ再婚家族と支援者のために－』 明石書店.
- Malinosky - Rummel, R. and D. J. Hansen, 1993, Long-Term Consequences of Childhood Physical Abuse, *Psychological Bulletin*, 114: 68-79.

The Basic Theory of Child Abuse: with special reference to Child Physical Abuse

Osaka Shoin Women's University
Yoshiyuki ISHIKAWA

ABSTRACT

In this paper I will put forward a basic theory of child abuse with special reference to child physical abuse. The constructing of a basic theory will play an important role in responding to child maltreatment.

The main contents of this paper are as follows:

prologue

1. social construction of child abuse problems
2. discovery of child abuse problems by types
3. theories of child maltreatment
4. definition of child maltreatment
5. spheres of child maltreatment
6. definition of child physical abuse
7. prevalence of child physical abuse
8. characteristics of children who are physically abused
9. characteristics of adults who physically abuse children
10. consequences associated with child physical abuse

epilogue